

平成24年第4回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成24年12月12日 開会

平成24年12月14日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成24年第4回新十津川町議会定例会

平成24年12月12日（水曜日）
午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査結果報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 随時監査結果報告
 - 5) 行政監査結果報告
 - 6) 定期監査結果報告
 - 7) 一部事務組合議会報告
- 第4 町長行政報告
- 第5 教育長教育行政報告
- 第6 一般質問
- 第7 議案第50号 新十津川町暴力団排除条例の制定について
(内容説明まで)
- 第8 議案第51号 新十津川町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (内容説明まで)
- 第9 議案第52号 新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第10 議案第53号 平成24年度新十津川町一般会計補正予算 (第6号)
(内容説明まで)
- 第11 議案第54号 財産の無償貸付けについて (内容説明まで)
- 第12 議案第55号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について
(内容説明まで)
- 第13 議案第56号 土地改良事業の計画の変更について (内容説明まで)
- 第14 議案第57号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
(内容説明まで)

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君	
副町	長	佐川	純	君	
教	育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦	司	君
住民課	長	小林	透	君	
会計課	長	長谷川	雄	士	君
保健福祉課	長	竹原	誠	二	君
産業振興課	長兼				
農業委員会事務局	長	高松	浩	君	
建設課	長	三谷	和弘	君	
教育委員会	次長	加藤	健次	君	
代表監査委員		山本	忍	君	

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局	長	高宮	正人	君
-------	---	----	----	---

◎町民憲章の朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さんご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦願います。
〔町民憲章 朗誦〕
- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、ただ今から平成24年第4回新十津川町議会定例会を開会
いたします。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会
の申し合わせ事項がございますので、報告を求めます。
青田議会運営委員長。
〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕
- 議会運営委員長（青田良一君）
〔説明の記載省略〕
- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。
3番、青田良一君。4番、山田秀明君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から12月14日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査結果報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の随時監査結果報告、5番の行政監査結果報告、6番の定期監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会の報告を申し上げます。

去る、11月28日開催の平成24年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告をいたします。

議案の内容は、報告5件、認定1件、議案3件でございまして、報告は専決処分、継続費精算報告、定期監査報告、例月現金出納検査報告、平成23年度決算に係る資金不足比率について、事務局長及び宮崎監査委員から報告があり、いずれも報告済みといたしました。

報告のうち第1号の専決処分につきましては、消費税の納付額に不足が生じたため、下水道管理費を25万2千円減額し、諸支出金を25万2千円の増額とする、歳出予算の補正措置について報告があり、承認を求めたものであります。

認定第1号の平成23年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算概要で予算額4億1,959万6千円に対し、歳入決算額4億1,772万6,277円、歳出決算額3億9,902万7,708円で、差し引き1,869万8,569円の余剰を生じ、黒字決算となった内容でございまして、原案どおり認定をいたしました。

議案第1号の石狩川流域下水道組合負担金の負担割合及び徴収条例を廃止する条例については、石狩川流域下水道組合規約の変更に伴い、関係市町の負担金の負担割合が明記されたことにより、現行の石狩川流域下水道組合負担金の負担割合及び徴収条例を廃止したいとするもので、原案どおり可決いたしました。

議案第2号の副組合長の選任につきましては、美唄市副市長、藤井英昭氏を選任したい旨の提案があり、これに同意いたしました。

議案第3号の石狩川流域下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、第35条第1項の規定にかかわらず、議長は、組合市町の一部に係るものの表決を採ろうとするときは、特別議決の宣告をしたのち、問題を可とする者を起立させ、当該事件に関係する市町から選出されている組合議員の起立者の多少及び全体議員の起立者の多少を確認

して可否の結果を宣告するとする条文を新たに見出し、（特別議決における表決の特例）第35条の2として加えたいとするもので、原案どおり可決いたしました。

以上で、平成24年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を、西永勝治君よりお願いいたします。

〔10番 西永勝治君登壇〕

○10番（西永勝治君） おはようございます。ご指示をいただきましたのでご報告を申し上げます。

去る、11月29日、中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会が開催され、平成23年度一般会計、交通災害共済特別会計、交通遺児奨学事業特別会計、ふるさと市町村圏基金事業特別会計の決算の認定がされました。各会計の決算総額につきましては、次のとおりでございます。

一般会計につきましては、収入が2,044万8千円、支出が1,911万6千円、差し引き133万2千円の余剰となり、24年度へ繰り越すこととなりました。

次に、特別会計でございます。交通災害共済特別会計、収入1,283万4千円、支出1,199万円、差し引き84万4千円の余剰が出、こちらにつきましても24年度へ繰越となりました。

ふるさと市町村圏基金事業特別会計でございます。収入が1,948万2千円、支出が790万5千円、差し引き1,157万7千円が余剰となり、24年度に繰り越すこととなりました。

詳細につきましては、事務局に資料がございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、長名實君よりお願いいたします。

〔7番 長名 實君登壇〕

○7番（長名 實君） おはようございます。去る、12月3日開催されました滝川地区広域消防事務組合議会第2回定例会の報告をいたします。

内容につきましては、報告が2件と認定が1件でございました。議案の無い議会は今回が初めてだったそうでございます。それでは報告いたします。

報告第1号につきましては、例月現金出納検査報告でありまして、監査委員より別途配布の報告書の他に特に説明はないということで、報告済みといたしました。

次に、報告第2号、定期監査報告については宮崎監査委員から説明があり、報告済みといたしました。

次に、認定第1号、平成23年度滝川地区広域消防事務組合一一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を森次長から説明をいただき、決算意見書については、監査委員の宮崎監査委員から説明をいただきました。結果、認定することといたしました。ちなみに、歳入については、9億7,959万4千円、歳出につきましては、9億5,722万8千円で、差し引き、2,236万6千円の余剰が出たところでございます。

以上で、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わらせていただきますが、詳しくは

事務局に係る書類を提出しておきますので、ご覧いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を、後木幸里君よりお願いいたします。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君） 去る、11月28日に行われました平成24年中空知衛生施設組合第2回定例会の報告をいたします。

日程第1から第8までありましたが、日程第3の行政報告から報告をいたしたいと思ひます。前田組合長からの報告ですが、4月から11月までの間に、構成市町村の担当課長会議等々が6回行なわれております。それと、工事の発注関係ですが、滝の川斎苑火葬炉設備補修工事、施行業者、富士建設工業株式会社、294万円であります。これは来年2月28日の完了予定で、次に、滝の川斎苑火葬炉霊台車改造工事、富士建設工業株式会社、149万1千円、これも平成25年2月28日の完了予定であります。次に、滝の川斎苑管理人住宅屋根・外壁塗装工事、株式会社齊藤組、134万4千円。平成24年11月30日の完工であります。以上が、組合長からの行政報告でございます。

続きまして、日程第4、報告第1号、定期監査の報告がありました。続いて日程第5、報告第2号、例月現金出納検査報告があり内容については、ここでははぶかせていただきます。議案第1号、中空知衛生センター設置管理条例の一部を改正する条例。議案第2号、中空知衛生施設組合一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましては、技術管理者の資格に関する改正であります。

続きまして、平成23年度中空知衛生施設組合一般会計歳入歳出の認定であります。これにつきましては、歳入決算額10億9,623万円に対しまして、歳出決算額は10億3,806万円でありまして、執行率は95.9%で、差し引き5,817万円の余剰金を生じて、黒字決算となっております。次年度に繰り越すことになっております。

これをもって中空知衛生施設組合の議案についての報告とさせていただきますが、詳しい内容につきましては、資料を所定の場所に保管してありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。以上をもちまして、平成24年中空知衛生施設組合第2回定例会の報告をいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を、西内陽美君よりお願いいたします。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） おはようございます。去る、11月29日に開会されました、平成24年空知教育センター組合議会第2回定例会の報告をいたします。

はじめに、組合長から行政報告がございました。今年度、教育センターの移転が予定どおり執行されまして、8月21日にオープニングセレモニーを開催いたしました。また、11月22日までの事業執行状況につきましては、30講座中26講座を終了し、定員360名のところ453名が受講されております。講座別の受講率では最高が460%、最低が80%でございまして、開催された26講座中100%を切ったものは6講座のみでございまして、残りの4講座につ

きましては、翌年1月末までに開催予定であるとの報告でございました。

次に、報告第1号、定期監査報告。第2号、例月現金出納検査報告でございます。監査委員から適正に執行、管理されている旨、書面による報告があり、これを報告済みといたしました。

議案は第1号から第3号までございます。第1号、教育委員会委員の任命についてでございます。教育委員会委員、勝又寛氏が平成24年3月31日で退任、同委員、幕田京人氏が24年12月4日で任期満了となるために、後任に芦別市教育委員会委員長、兼好哲哉氏、上砂川町教育委員会委員長、林智明氏が任命されました。

議案第2号、損害賠償額の決定についてでございます。センター屋根雪の落下による事故に伴う損害賠償額を17万1,352円といたしました。

議案第3号、滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例でございます。空知教育センター組合条例第2号の一部を改正し、第1条中第12号の次に、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を加え、第1条に第1号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を加えるものでございます。

続きまして、認定1号、平成23年度空知教育センター組合一般会計歳入歳出決算でございます。歳入1,548万6,613円に対し、歳出953万5,066円で、595万1,547円の剰余でございます。

認定第2号、研修事業特別会計におきましては、歳入557万831円に対し、歳出485万9,826円で、71万1,005円の剰余でございます。

認定第3号、研究事業特別会計におきましては、歳入450万2,548円に対し、歳出361万4,157円で、88万8,391円の剰余でございます。

例年になく大幅な剰余が発生してございますが、これは事業の縮小ではなく、今年度に移転が決まっておりましたので、管理費や修繕費を大幅に節減したものでございます。

詳細につきましては、すべて承認可決されました議案書を、議会事務局にお届けをしておきますので、お目通しをいただきたいと思います。以上申し上げまして、平成24年空知教育センター組合議会第2回定例会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

最後に、私が関係しております、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告をいたします。

去る、11月29日召集されました、第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の報告をいたします。

議案の内容は、報告2件、認定1件でありました。報告は、定期監査報告、例月現金出納検査報告でありまして、監査委員より報告があり、いずれも報告済みといたしました。

認定第1号の平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、決算概要で予算現額23億7,666万3千円に対し、歳入決算28億7,186万9,236円、執行率120.8%、歳出決算23億7,542万7,297円、執行率99.9%で、差し引き4億9,644万1,939円の剰余が生じ黒字決算となった内容で、主な要因は、構成市町に交付された震災復

興特別交付税を市町村負担金として受け入れたことによるもので、原案どおり認定いたしました。ちなみに、本町の負担金は、4,431万8千円であります。

以上で、平成24年中・北空知廃棄物処理広域連合議会第2回定例会の報告といたします。なお、議案並びに資料につきましては、事務局の方に届けておきますので、お目通しいただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

これをもちまして日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎町長行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、町長行政報告を行います。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。平成24年第3回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料を配布させていただいておりますけれども、一部補足をしながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、総務課の関係から申し上げます。

叙勲の関係でございまして、秋の叙勲で、長年にわたりまして滝川地区広域消防事務組合新十津川消防団員及び第3分団長として、火災のない安全で安心な地域づくりに貢献された高木富義様が瑞宝単光章を受章され、11月28日に役場におきまして北海道空知総合振興局佃地域政策部長から勲章・勲記の伝達が行われたところでございます。三十有余年にわたりまして、地域の皆さん方の安全安心の確保のためにご尽力をたまわれました。こういった功績が認められての今回の受賞でございまして、心から敬意を表したいと思っております。

続きまして、表彰関係でございまして。去る11月19日、北海道消防表彰式が札幌市で挙行され、新十津川消防団の宮井団長、宮井副団長が参列、北海道の多田副知事から章記及び表彰旗が授与されました。この表彰は、北海道消防表彰規則に基づくもので、防火思想の普及や消防施設の整備など日頃の活動が特に優秀で、他の模範と認められる消防団に授与されるものでございまして、本町にとりまして誠に意義ある受章でございました。これを期に、さらなる消防力を発揮していただけるようご期待をしているところでございます。また、11月21日には、滝川地区において長年にわたりまして更生保護活動にご尽力された皆様を讃える、更生保護功労表彰受賞祝賀会が滝川市で開催されました。本町の保護司につきましては、新十津川分区長の齋藤俊夫様が法務大臣表彰を、西永勝治様が北海道地方保護司連盟会長表彰を、秋山誠一様が札幌保護観察所長表彰をそれぞれ受彰されたところでございます。犯罪者の更生保護に献身的に努めていただいておりますことに対し、心から敬意を表したいというふうに考えております。また、ご家族の生前の御礼として、多額の御寄附をいただきました花月区の岡嘉代子様、大和区の山本忍様、さらには、多額の物品寄附をいただいた、本町総進区ご出身の株式会社クラークプランニング、代表取締役、

向田幸正様、長年民生委員児童委員としてご活躍され、この度退任されました花月区の谷口義則様に、それぞれ新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただきました。あらためて、こうしたご好意に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げたいというふうに考えております。

次に、まちづくり懇談会でございますけれども、9月28日の文京区を皮切りに、全行政区11回を実施いたしまして、234名の方々と懇談をさせていただきました。今年度は、初めての試みといたしまして作成いたしました決算版のまちづくり読本を用いて、昨年度に町が取り組んだ事業の成果をお知らせさせていただきました。地域の皆さん方からいただいた忌憚のないご意見については、既に実施しているものもございまして、可能なものから順次取り組めるよう担当課に指示をさせていただいているところでございます。

次に、消防関係でございます。9月から11月までの緊急出動件数は、火災出動はなく、救急出動は急病などで44件、交通事故で8件となっております。このほか、9月24日には、テレビ等でも報道されておりました徳富ダムクレーンの宙吊り事故の救出活動を行っております。このクレーン車につきましては、10月5日に撤去作業を終えております。なお、このことによって徳富ダムへの影響はなく、予定どおり来年の2月から試験湛水が行なわれるということでございます。また、9月11日、第一分団に最新の水槽付きポンプ車を配備し、その配置式を行ったところでございます。消防力の充実、強化が図られたというふうに思っております。

次に、住民課の関係でございます。

まず、人口の動態でございます。11月30日現在の人口動態につきましては、人口が7,055人、うち外国人が6人含まれております。前年に比べまして91人の減少となっております。世帯数では2,955戸で、前年に比べますと13戸減少し、65歳以上の高齢者をみますと、2,353人ということで、高齢化率については33.4%ということになってございます。また、出生は、本年9月から11月までの間に9人が誕生し、1月からの出生数は39名ということになってございます。

次に、4ページでございます。戸籍の共同運用システムの関係でございます。中空知5市5町で共同運用する戸籍システムについては、10月9日に構成市町長による事務委託に関する協議書の締結の調印式が行われました。現在、本町分の戸籍データの作成作業を進められているところでございます。来年の秋には実施に向けまして、今順調に作業が進められているところでございます。

次に、交通安全及び防犯の関係でございます。交通事故の発生状況でございますけれども、9月1日から11月30日までの発生件数については11件、死者数についてはございません。負傷者数は12名となっております。4月23日に発生した交通事故死から11月30日までは発生がなかったことから、交通事故死ゼロ221日となっております。また、9月21日から同月30日まで秋の交通安全運動につきましては、11月15日から24日まで冬の交通安全運動を実施しまして、多くの町民の皆様方にご参加をいただいております。また、防犯についてでございますが、8月1日から10月31日までの本町における犯罪発生件数について

は22件でございまして、窃盗が21件、器物損壊が1件というふうになってございます。夏の灯油盗難の多発を受けまして、滝川警察署と本町の安全・安心推進協会が連携をし、青色回転灯防犯パトロール隊による夜間パトロールを実施していただきました。そういった効果がございまして、窃盗件数は減少傾向にありますけれども、これから年末を控えまして、さらに防犯パトロールを強化してまいりたいと考えているところでございます。

次に、保険、医療の関係でございまして、11月30日現在の国民健康保険の加入世帯数は1,107戸でございまして、被保険者数については2,109人で、前年同期比18戸、40人の減少となっております。また、後期高齢者医療制度の被保険者数は1,282名でございまして、前年同期比16人の増加ということになってございます。福祉医療では、乳幼児医療受給者が750名、ひとり親家庭等医療受給者が213名、重度心身障害者医療受給者が209名ということになってございます。

次に、ごみ処理施設の関係でございまして、さきほど議長さんから、中・北空知廃棄物処理広域連合でのご報告がございましたけれども、ごみ処理施設の工事が順調に進められておりまして、平成25年の3月に向けて工事が進んでいるということでございます。11月で建築及び機械電気設備の工事が終わり、場内の道路や駐車場の整備に着手し、門扉・フェンスの設置工事が行われました。12月には引き続き、道路や駐車場など外構整備を行いまして、プラントでは機器の調整、焼却炉の乾燥焚きとボイラー及び配管の洗浄並びに最終点検を行いまして、1月から実際にごみを燃やす試運転に備える予定となっております。

次に、保健福祉の関係でございまして、

レクワーカーの養成講習会でございまして、昨年度から高齢者の生きがい及び健康づくりを目的としたレクリエーション活動の指導者を養成するためのレクワーカー養成講習会を開催いたしました。講習会の内容は、レクリエーションゲーム、クラフト、ダンス、ニュースポーツなど5回の講座を開催しました。参加者は26名の参加で、毎回10名程度の方が参加されレクリエーションの楽しさや魅力を習得していただいているところでございます。肉体的にも精神的にも、こういった活動を通じて健康増進につながっていただければ大変ありがたいというふうに考えております。

次に、保育園の関係でございまして、12月1日現在の入園児童数は、0歳児5名、1歳児8名、2歳児10名、3歳児16名、4歳児9名、5歳児16名の合計64名となっております。滝川市への広域入所児童は1名ということになってございます。一時保育の4月から11月までの利用実績は、延べ人数で18名でございまして、1カ月平均で2名ほどが利用しており、延長保育の利用実績については、同じく4月から11月までで、延べ25名、33日ということになってございます。

次に、子育て支援センターの利用状況でございまして、4月から11月の開館日数は165日で、利用者数は、年齢別活動及びサークル活動で1,124名、一般利用が2,556名、子育てスクールの参加が560名で、合計4,240名の方がご利用していただいております。前年同期比696名が増となっております。この要因につきましては、サークル活動の行事数が増えたこ

とによるものでございます。また、子育て中の親の活動を支援するため、子育てボランティアの協力により、小学校授業参観日の託児8回50名の一時預りを行い、子育てスクール開催時の託児6回103名の一時預りを行なったところでございます。

次に、成人保健事業の関係でございませけれども、11月9日に糖尿病の抑制を図るために糖尿病講演会を実施したところでございます。この講演会は、北海道健康づくり財団、新十津川町、北海道滝川保険所の三団体が合同による主催ということでございまして、当日は市立旭川病院の糖尿病センターの医療部長さん他3名の方によって、糖尿病あるいは糖尿病にかかった場合どう付き合っていくのがいいのかということの内容のご講演をいただいたところでございます。生活習慣病からくる糖尿病ということでございます。受講された皆さん方はこういった講演を糧にして、糖尿病にならないような方向で進んでいただければ大変ありがたいなと思っておりますところでございます。

次に、食育活動でございませが、食生活改善推進員協議会と共催いたしまして学童栄養教室には新十津川小学校4年生63名が参加していただきました。食生活改善推進員が主体となって行っている親子クッキング教室には、親子11組23名の方が参加をしていただいたところでございます。

次に、健康づくり対策事業でございまして、ウォーキングの啓発事業として6月から10月までの5か月間、からだを動かそうウォーキング作戦を実施いたしました。参加登録者数は年々増加しておりまして、今年度は、昨年度より25名多い218名の参加登録がございました。そのうち目標を達成した方は約6割の134名で、達成された方からは、万歩計を付けると意識的に歩くようになり、自分の健康について考えるようになりましてという感想が寄せられております。歩くことから健康増進が図られ、医療費の抑制にもつながるということでございますので、是非、次年度からも大いに参加していただきたいと思っております。

次に、産業振興課の関係でございませけれども、農業者の戸別所得補償制度でございませ。農業者戸別所得補償制度についてですが、まず、畑作物の所得補償交付金の営農継続支払分は1億755万8千円でございます。9月5日に支払を終えております。さらに、米の所得補償交付金については、5億1,434万5,500円で、水田活用所得補償交付金1億4,193万7千円、産地資金分1億3,195万998円、合計で7億8,823万3,498円が11月28日に交付をされております。

次に、米の出荷状況でございませ。昨年に続きまして豊穰の秋を迎えることができました。11月14日現在の出荷量は、農協への出荷確約数量に対しまして107%となりまして、全体で31万853俵ということになってございます。高品質米については、出荷量の26.4%ということになってございます。以下、出荷状況については表をご覧いただきたいというふうに考えております。

続きまして、林業関係でございませけれども、町有林事業については、分収造林奥トップ地拵工事5ヘクタールについて、7月10日着手して10月4日に完了いたしております。また、分収造林奥トップの作業道新設・地拵及び作業道補修工事についてですけれども、

7月3日着手し10月の4日完了いたしております。分収造林奥トップの新植工事については、9月25日着手、11月9日に完了してございます。また、この度、指導林家としてご活躍されております有馬権司様、実は今日は農林水産大臣賞の受賞祝賀会もあるということになってございますけれども、有馬権司様が優良林業経営者として栄えある農林水産大臣賞を受賞いたしました。林業の健全な発展に今後も一層寄与されることをご期待するところでございます。

続きまして、商工業の関係でございます。中央商店街環境整備事業として、本年6月から中央地区の商店、事業所等に花を植えたプランター282鉢を設置しておりましたが、10月17日に商工会女性部の協力を得まして、すべて回収をし、洗浄のうえ収納をしたということでございます。また、昨年、台風による被害を受けた十津川村の商工観光産業の一日も早い復旧、復興を支援するということから、町内の商工業の活性化を図るために、十津川村を訪問した町民の皆さんに対し、ふれあい商品券を交付する事業を実施したところでございます。77名の方が十津川村を訪問いたしてございます。

続きまして、観光施設の関係でございますけれども、降雪期を迎えまして、一部の観光施設が本年度の営業を終了いたしました。青少年交流キャンプ村は、10月末日で本年度の営業が終了し、本年度の利用者数は3,232名ということでした。前年比約5.7%の増加となりました。利用内訳は、町内者が565人で全体の約17.5%、札幌近郊の方が1,746名で約54%ということになってございます。そのほかの市町村在住者が921名で約28.5%ということでございます。吉野公園のキャンプ場は、10月末日までの営業を終え、利用件数が171件となり、前年の122件に比べまして40%の増加ということでございます。これは隠れたスポットというか比較的low料金だということから、これだけの多くの方がご利用なされたのではないかと考えております。次に、新十津川物語記念館につきましては、本年度の入館者数が1,135人となりまして、前年に比べまして42.6%の増加ということでございます。グリーンパークしんとつかわとの連携によって、これだけの伸びをみたということでございます。これからもこういった民間との連携を深めながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、建設課でございます。工事の発注状況でございます。11月末における建築、土木、林業関係の発注済工事は、本数で申し上げますと55本、発注済額は5億8,284万4千円となりまして、発注率は本数で98.21%、予算額に対しまして94.86%となっております。このうち、36本の工事は、検定あるいは現場施工が完了いたしております。また、新十津川中学校武道場建築工事につきましては、12月20日を工期として予定どおり進んでございます。11月末現在の進捗率は、主体工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれも90%以上ということになってございます。

次に、住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画について申し上げます。これまでの住宅マスタープラン・ストック総合活用計画を見直し、今後の住宅政策を進める上で必要となる住生活基本計画と公営住宅等長寿命化計画を策定するため、10月1日に総合行政審議会住民生活部会を開催し、その原案についてご審議をしていただいたところでございます。

この計画につきましては、年度内に策定を終えるということになってございます。

次に、除排雪の関係を申し上げます。この冬の除排雪につきましては、246路線188キロメートルを実施することといたしてございます。道路排雪は141路線で38.2キロメートル、歩道除雪は11路線で10.9キロメートルを実施する計画といたしております。11月7日、除雪センターにおいて安全祈願祭を執り行いました。初雪は、11月18日に観測されております。12月10日、一昨日までの積雪、降雪の状況を申し上げます。降雪量については171センチメートルでございます。前年は156センチメートルでございました。積雪深については50センチメートル。前年は55センチメートルということになってございます。除雪作業は、11月21日に初出動いたしまして、11月中に3回出動。昨年、本年よりも5日早く初出動し、11月における出動回数は6回ということになってございました。

以上をもちまして、平成24年第3回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町長行政報告を終わります。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

（午前10時58分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◎教育長教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） あらためておはようございます。議長のご指示をいただきましたので、教育行政報告を申し上げるところでございますけれども、お許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先の第3回定例会におきまして、植田町長から教育委員の任命をいただき、議員の皆様のご同意をたまわりましたことを、あらためて感謝とお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

私は、決意を新たにして教育長としての職責を全うしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

小学校が統合し、小中それぞれ一校体制になって早3年と8カ月が経過いたしました。その間、小中学校連携をもとにした長期的な指導計画の策定や指導方法の工夫、改善。地道でありますけれども長期休業中の学習サポートやまびこの実施など、義務教育段階における必要な学習内容の確実な定着、更には、望ましい生活習慣の定着のための通学学習などの諸事業を行なってまいりました。今後におきましても、子供たちの無限大の可能性のある力を引き出すよう、教育関係機関と教職員など役割と責任のもとに、より確かな連携を図ってまいりたいと考えております。そして、本町の教育の根幹は、母村十津川村から

の伝統として脈々と継承している文武両道の精神を尊重しながら、継承し発展させなければならぬと考えております。母村と本町の深い絆を感じられる象徴的な施設として、まもなく完成をする中学校武道場を核として、更なる進展をしなければならないと、改めて責任を感じているところであります。

本年度からスタートいたしました、第5次総合計画の目指す町の将来像であります、豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、いきいき未来の実現に向け、新十津川町の宝である次の世代を担う子供たちが、笑顔で夢と希望を持てるよう、更には、町民皆さんが住んで良かったと思えるように、学校教育、社会教育、生涯教育の面でできることを誠心誠意、全力で有志ある新十津川の教育の充実に尽くしてまいりたいと考えております。

議員の皆様のご指導ご鞭撻、職員の協力、そして、何より町民の皆様のご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます、簡単措辞ではありますけれども、一言挨拶とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、第3回定例会以降における教育行政報告を申し上げたいと思います。恐れ入れますが、お手元に資料を配布させていただきますので、主要なものを申し上げます。

最初に教育委員会でございますけれども、三回の定例教育委員会と一回の臨時教育委員会を開催しております。主だった事項を付け加えさせていただきます。9月14日の定例会では、平成25年度から使用する小中学校の全教科に係る教科用図書採択をしております。11月22日の定例会では、本議会に上程をしております、学校体育館の開放に関する条例についての同意などを協議したところでございます。10月1日の臨時会においては、教育委員会委員長の選挙を行い、委員長に熊澤定男氏を選任、職務代理者には鈴木康裕氏を指定いたしましたところでございます。

次に、小中学校関係では、12月1日現在の在籍児童生徒数でございますけれども、9月1日現在と比べ小学校で2名減少し、小中学校合計で554名となっております。

次に、北海道と北海道消防協会が主催しております北海道防火・防災作文コンクールで新小の5年生の斉藤珠奈さんが最高位の北海道知事賞を受賞いたしました。また、10月27日、MOA滝川児童作品展が開催され、この作品店には滝川、雨竜、新十津川の小学生の作品が1,195点と数多くの作品が一同に展示されておまして、その中でチャボの絵を書いた新小の1年生、藪内風穂さんの感性豊かな作品が、この1,100点に及ぶ作品の中の最高賞であるMOA美術館奨励賞を受賞したところでございます。

次に、2ページをお開き願いたいと思います。

これもうれしいニュースでございます、北海道教育委員会では、子供たちの確かな学力の向上を図る取り組みの一貫として、北海道学び推進月間を4月と11月に定め、標語を募集しておりました。11月29日に受賞者の決定通知があり、新小の6年生、吉田悠莉さんが最優秀作品として受賞されました。その標語は、勉強は、夢につながる、第一歩。というものでございまして、日頃から勉強に取り組んでいる前向きな姿勢が表現されており、学校全体に、この標語を基に勉強につながる良い影響となるものと期待をしているところ

でございます。

次に、11月22日には、中学校において父母をはじめ教職員や管内の教育関係者の方々の参加をいただき、公開研究会が行なわれました。午前中の公開授業では、新学習指導要領に加わった創作ダンスの授業と数学の習熟度別授業、更には、電流カイロなどの実験を通じ電流や電圧の理解度を高める理科の公開授業を行い、研究次第にあります、生徒の学習意欲を高め、基礎、基本の定着を図る授業の構築、それに向け、知識、技能の基盤となる言語活動の充実のための工夫改善を行い、確かな学力が身につけることができるような実践、検証を行なったところであります。これらのことは、わかりやすい授業を構築することを目指し、課題意識や学ぶ意欲を高め、新学習指導要領の基本理念であります、生きる力を育むよう積極的な研修、研鑽を重ねているところであります。

次に、学校教育関係の就学児健康診断を10月11日に実施いたしました。現在のところ、新年度に入学予定する児童数は59名を見込んでおり、今年度の1年生と比べると7名増加する予定になってございます。

次に、特別支援教育の関係でございますけれども、本年、農業高校が発達障害の特別な支援を必要とする生徒への指導支援に関する研究の調査、協力校に指定されている関係から、わが国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして設置されております、特別行政法人、特別支援教育総合研究所の職員が農業高校に来校する日にあわせ、砂川地区特別支援教育推進協議会が主催となって、去る、11月28日に特別支援教育講演会をゆめりあで開催することができました。山田経済文教常任委員長をはじめ、多くの議会議員、そして、教育委員、民生児童委員、幼稚園、保育園から高等学校の教職員など148名の関係者に参集いただき、障害のある子供の一貫した支援のあり方についての正しい知識と、その理解が深められた意義深い講演内容であったと思っております。

次に、学力向上でありますけれども、必要に応じ会議、打ち合わせを行い、学力向上対策を講じているところでございます。ここには掲載されておられませんけれども、今年の全国学力学習状況調査の結果について報告をさせていただきたいと思っております。道教委では、全国学力学習状況調査の抽出調査と、希望利用調査の合算した結果を11月26日に公表したところでございます。今年は従前行なってまいりました国語の基本問題のAと応用問題のB、算数、数学の基本問題のAと応用問題のBに加え、理科教科の5教科を実施したところでございます。全道の状況につきましては、新聞などに掲載されているとおり、小中学校全10教科のうち中学校Bの平均回答率が全国平均を0.4%上回ったものの、残り9教科については全国平均を下回っており、まだ、深刻な状態が継続しているという状態でございます。しかしながら、中学校、国語Aを除く教科で全国平均との差が縮まっており、改善の兆しが見えつつあるとの分析も出ているところでございます。本町の結果につきましては、序列化や過度の競争につながらないように配慮しなければならない関係から、概要だけ申し上げます。

まず、本町の小学校6年生の児童の結果につきましては、理科教科だけが残念ながら北海道平均を下回りました。理科教科以外の国語A、Bと算数A、Bの4教科は北海道平均

を上回っている状況であり、国語Bは全国平均より上という状況になってございます。中学校も同様の5教科の実施でございまして、本町の3年生の結果は、数学Bを除き全道平均を上回っており、全国との比較では、国語A、Bと理科の教科が全国平均を上回っている結果となっております。一言でいうと、小学校は全道平均レベル、中学校は全国平均レベルという状況にあります。これらの結果や、毎年行なっている標準学力テストの結果なども考慮しながら、学力向上に向けて確かな学び推進会議で協議を重ね、長期休業中の学習サポートのなどを実践し、更に、確かな学力を児童、生徒につけていきたいというふうに鋭意努力をしているところでございます。

次に、給食センター関係でございます。児童、生徒に農業への理解と農産物の重要性、更には、生産者や食べ物などへの感謝の気持ちを醸成できるように、地元の農産物を始め、米粉パンや地元産の特産ソーセージなども給食献立に取り入れしているところでございます。今年新たな取り組みとして11月8日、母村の特産品であります手延べそうめん、ぶなしめじ、しいたけと、本町の農産物を組み合わせた親子の絆給食を子供たちに提供したところでございます。児童、生徒は、おいしく味わうと共に、母村の食材を通じ母村のことを学べたことが、更なる交流の拡大につながっていくものと期待をしているところでございます。

次に、雨竜町との給食業務の共同実施に向けて、11月30日には雨竜町の教育委員の皆様が視察、来館され、12月6日には雨竜町の理事者並びに議会議員全員の方が給食センターを視察研修に来られました。今後も、細部にわたり協議や調整をしつつ、雨竜町以外の北空知の、今日の新聞にも載っていたとおり、広域連携による共同実施時期と同時期に、当給食センターから雨竜町に給食提供が円滑にできるように計画をしっかりと執り進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、農業高校の関係でございませけれども、農業クラブ全国大会において2年生の大平達也君が、昨年の家畜審査協議会の優秀賞に続き、本年度は農業技術鑑定に挑戦し、見事2年連続の優秀賞に輝きました。農業高校として、2年連続の優秀賞というのは初めての快挙ということでございませ。

もう一点、農業高校の3年生33人の進路について申し上げたいと思います。今年は進学希望が7人、就職希望が26人と、昨年に引き続き就職が圧倒的に多い状況になってございます。現段階では進学希望者はほぼ決定をしている状況にありますけれども、就職希望では、今のところ9人が決定をしており、残り17人が今後の状況ということになってございます。経済情勢も厳しく、就職難の時期が毎年継続されているということから、高校側の積極的な就職のいろんな企業の模索をいろいろしているところでありまして、全員の就職が決定することを、私としても切望しているところでございます。

次に、社会教育関係でございませ。最初に社会教育委員の会議でございませけれども、社会教育の実施計画策定に向けて鋭意会議を開催し、積極的に今後の社会教育のあり方について協議を進めていただいているところでありまして、年内にその計画書がまとまる予定でございませ。

次に、通学学習の関係でございますが、広報でも大きく取り上げていただいているところでございますけれども、昨年、初めての試みとして3泊4日の日程で実施をいたしました。本年は本格実施ということで1週間の長い期間、家庭を離れ、ふるさと公園のヴィラトップから学校に通い、朝食や掃除、洗濯などを行い、集団生活の中で規則正しい生活を通して、生活習慣や学習習慣の見直しを図る目的で実施をしたところでございます。子供たちの見守りや活動サポートをするボランティアとして、国学院短大から10名と教育大札幌校から1名の計11名が精力的に協力、支援をいただき、実り多い活動にすることができました。参加をしたのは31名でしたが、途中2名が風邪で体調をくずし、最終的には29名の児童がこの1週間での貴重な体験を通じ、自分でできることは自分で行なうなど、自主性、協調性を伸ばすことができた旨のそれぞれの個人の発表もあり、今後の活動、そして家庭生活の中から、更に磨きがかかるものと期待をしているところでございます。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。

レインボー講座の関係でございますけれども、10月4日、子育てスクール講座として開催し、10月10日には老人クラブ交流会に職員が出向き、楽しみながら軽スポーツを行い、健康にもつながる講座をそれぞれ行なったところでございます。

次に、芸術鑑賞事業についてでございますけれども、9月25日に、中空知広域圏との共催で、普段、観劇する機会の少ない歌舞伎の演目、あんまと泥棒を招致し、ゆめりあホールにて180名の方に鑑賞をしていただいたところでございます。

続きまして、10月27日には11団体の出演にて町民音楽祭が行なわれ、文化協会主催の町民文化祭関係が11月4日、15団体によります芸能部門の発表が、いずれも、ゆめりあホールで行なわれ、議員各位はじめ、多くの町民の皆さんの参加や鑑賞をいただいたところでございます。展示部門は、改善センターにおいて11月2日から4日までの3日間、17団体7個人が出展を協力いただきました。それぞれ見事な作品に皆さん方も鑑賞をいただいたところでございます。

次に、本年、日ハムイースタンリーグの誘致の関係から、日ハム主催によります大社啓二オーナー代行が、11月17日に来町され、スポーツ講演会を開催することができました。日ハムという企業が野球球団をもつ意義や、道民からこよなく愛されるように地域密着球団としていく熱い想いと、スポーツとまちづくりについて大勢の観客のもとに、貴重な講演をいただいたところでございます。

次に、文化団体としてでございますけれども、11月17日、恒例となっておりますアザレアコーラスの定期演奏会が行なわれました。小学校の合唱団、更には、スノーグリーなどとの共演もあり、会場いっぱい心が癒される素敵なハーモニーが流れたところでございます。

続きまして、アートの森についてでございますけれども、指定管理者風の美術館により適切な管理運営を行なっていただき、10月末をもって閉館をいたしました。成長していく文化施設として作品の入れ替え等をし、作品も増やしながら変化をさせ来訪者に楽しみを与えておりますけれども、来訪者は昨年より、135名少ない713名という結果になったとこ

ろでございます。今年も小学校4年生を対象に五十嵐威暢先生から直接芸術に係わる課外授業を行なっていただいたところでございます。来年に向けても今年と同様作品を少しずつ変化させ、来訪者に喜ばれる施設として相違と工夫を重ねていくというふうに聞いているところでございます。

続きまして、体育施設の関係でございますけれども、9月30日に温水プールが営業終了いたしました。滝川市のプールが改装工事中ということもあり、昨年に比べ5,820人多い、1万3,171人の利用者となったところであります。利用料金につきましても、241万7千円となり、昨年の2.4倍の使用料収入になったところでございます。

サンウッドパークゴルフ場は、当初、営業終了予定の11月3日から週末の1日延長した11月4日まで営業をいたしました。利用者数は、1万3,231名で昨年より481名多い結果となりました。また、利用料金についても439万3千円と、昨年に比べ12万5千円でありますけれども若干上回ることになりました。増加している要因は、指定管理者であります体育協会の適切な施設運営や営業努力、更には、近隣のグリーンパーク、サライなど、いろいろな関係から宿泊とのパークゴルフパックなど、そういったものが功を奏し利用者が増えてきたものというふうに判断をしているところでございます。

ピンネスタジアム、ふるさと公園野球場等の屋外体育施設につきましても、11月14日をもって営業終了いたしました。特に、ピンネスタジアムは、19年ぶりのイースタンリーグ戦の招致が叶い、3,607人という大勢の観客を迎えることができたのが増加した要因になってございます。

なお、ここに掲載されておられませんけれども、そっち岳スキー場につきましては、当初、12月8日にオープンを予定しておりましたが、積雪の関係から、明後日の14日、金曜日のナイターからオープンをいたします。

続きまして、6ページをお開き願いたいと思います。

スポーツ少年団の関係では、近年、卓球が全道や全国への大会の出場常連となってきておまして、今回の大会もご覧のとおり素晴らしい優秀な成績を修めております。今後においても、更なる活躍が期待できるという状況になっているのを申し上げたいというふうに思っております。

次に、図書館関係でございますけれども、貸出冊数、貸出人数とも昨年に比べ大きく減じた利用状況になっておりますけれども、内容を分析いたしますと、町内者の利用につきましては、前年に比べ微増という状況になってございます。この減じた利用冊数、利用人数については、町外者の利用が減っているということで、町外者の利用は20%というふうに大きく減少しているという状況になってございます。これは、今まで言っておりますとおり、滝川の図書館の関係が大きく影響しているという状況になってございます。

行事関係では、秋の読書週間の特別事業として、10月28日に「北の無人駅」からの著者であります渡辺一史さんの講演会を開催いたしました。道内6つの無人駅を切り口に、農業、環境、限界集落などの地方が抱える問題を、8年の歳月をかけ取材と執筆活動をした渾身のノンフィクション作品の想いを語っていただいたところでございます。講演会を終

えたあと直後に、早稲田ジャーナリズム大賞、更には、サントリー文芸賞・学芸賞とダブル受賞を受けたところであります。本町の終着駅や農業を題材とした栄誉ある受賞と共に、本町との関わりがこれを期に、更に増えていただくものと期待をしたいというふうに思いますし、渡辺さんの更なる活躍を祈念するところでもございます。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきますと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育長教育行政報告を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

（午前11時26分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

1番、安中経人君。登壇の上、発言願います。

〔1番 安中経人君登壇〕

○1番（安中経人君） ただ今議長よりお許しをいただきましたので、一般質問の通告どおり、私は、熊田教育長に対し質問をいたします。

小・中学生の健康な体で教育環境の場を提供することが大変大切であると考え、その一つとして小さなことではありますが口腔衛生があると思います。

このことについて、その考え方を質問するものであります。子供たちは、出生から健康な体を維持しながら、長い時間をかけて成人へと成長していくなか、その時々に応じウィルスなど様々な外敵に打ち勝てるような予防接種などにより抗体を作り、日々育ってきていると思います。

そんな中で、人は食物を口から摂取し、生命活動を維持していることから口腔衛生も大切なことと考えております。歯が健康であること、虫歯により歯の損傷は長い人生を育む中で大きな問題であります。また、併せて、医療費上昇の抑制からも好ましいものではありません。そのようなことを考える時、歯の健康管理が大変重要であり、普段行なっている歯磨きの励行は当然であります。新たに口腔洗口も考えられるところであります。

具体的には、フッ化物、これはフッ化ナトリウムでありまして、この薬剤で洗口を行なうことにより歯の再石灰化を促進させるという虫歯予防であります。この件は、長い間、医療会、行政、それから親たちや水道会を巻き込み、様々なところで見解が分かれてきているところであります。数多くのテクニカルレポートの蓄積、治験から監督官庁である厚生労働省も、平成15年各都道府県知事に対しフッ化物洗口について見解を示したものであります。その内容は、フッ化物洗口ガイドラインを通達したものであり、このことについて、今一つ検討の余地があるのではなかと私は考えております。

現在進めている、80歳まで健康な歯を20本という歯の健康の標語、8020運動を更に進める上で、フッ化物洗口について、次のとおり教育長の考え方について答弁を求めます。以下、三点について具体的に質問いたします。

まず、一点目は、今までの学校医における歯科健診における虫歯のデータが、全道市町村比較、あるいは、町における過去と現在とのり患率について、どのようになっているか。増える傾向にあるのか、あるいは口腔健康の実施により減少しているのか、これを一つ伺いたい。

二つ目は、今ほど申しあげましたフッ化物洗口について、現在、町で実施しているかどうかという点でございます。

それから三つ目は、フッ化物洗口について、学校や父兄などと過去において議論をした経緯があるかどうかという内容について、お尋ねしたいのもであります。

以上、要約して三点について、教育長の考え方をお伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは、1番議員さんのご質問の小・中学校における口腔衛生の観点から、フッ化物洗口についてお答えを申し上げたいと思っております。

まず三点あるうちの1点目、虫歯り患者実態であります。本町の正確な数値というものはありませんけれども、永久歯がほぼ生えそろう12歳、小学6年生の状況を申し上げますと、ここ数年、一人当たり平均2本程度という推移をしておりますが、全国平均では、平成20年が1.5本、平成23年になると1.2本と減少してきております。ちなみに、全国の状況の中で新潟県が、このご質問のフッ化物洗口を先駆けて取り組んでおり、先ほどと同じ12歳では、一人当たり0.68本と、先ほど言った全国平均の約半減という状態で非常に虫歯の本数が少ないことが確認されております。

そのようなことから、その他の都府県も追随し、フッ化物洗口に取り組んでいる関係から、全国平均も年々減少する傾向になっているものと推測されております。

北海道においては、一部でフッ素は健康に悪いという誤解があり、全国的に比べ普及していなかったのが実情かと思われまます。

しかしながら、平成21年第2回の北海道議会において、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例が議決されております。この条例が、議決されるまでの間、あらゆる観点からいろいろ道議会において十分に議論が尽くされ、安全性と虫歯予防の効果がある旨、実証、確認されているところでございます。特に永久歯が生えて間もない幼若な時期には、歯の表層にあるエナメル質が酸に溶けやすく、また、第1大臼歯は、ステップというのか、溝があり歯垢がたまりやすいようなことから、虫歯になるリスクが多いと言われております。歯磨き効果も当然高いのでありますけれども、奥歯の細い溝を守るには、フッ化物洗口の液体によるうがいがある有効であるとされているところであります。

そのようなことから、1番議員さんが申し上げていた8020、この運動の目標に向かったの対策の一環であります、幼稚園、保育園、小学校での虫歯予防として、有効なフッ化物洗口の実施が急激に増え始めております。中学校においては、ある程度エナメル質で歯がしっかり守られているということから、小学生以下の段階で増え始めているという状況になっております。

全道の状況は、131の市町村が既に実施済みであり、空知管内においては、平成22年度から保健所管内ごとに推進重点地域を指定しながら積極的に推進をしてきており、現在、空知管内19市町村が実施済みの状況になっております。

2点目のフッ化物洗口を本町が実施しているのかということでもありますけれども、現時点では、未実施という状況にあります。

3点目の学校や父兄などにおける健康管理上の向上から口腔衛生における手法としての議論についてという質問でありますけれども、実は先月、学校教職員の研修会を済ませておりますが、今後においては保護者の皆さんに説明会を開催し、学校現場において集団で行う公衆衛生の必要性を理解していただき、合意形成と共通理解をいただくよう計画をしているところであるということでもあります。

以上、1番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

1番、安中経人君。

○1番（安中経人君） 私も質問要旨の中でフッ化物については様々な議論があるということで、多くの国民の中で意見が大きく分かれております。特に、フッ素というのは、元素配列ではハロゲン属に属しております、これがメタンとの間に発ガン性物質だとか、そのような問題で水道会では非常に考え方が後退したような考え方であります。

また、そういう中でもフッ素の有効性というのが、かなり治験的に向上している中で、今教育長が答弁いただいた中では、少し前向きに私は受け取っております。そういうことで、今後、父兄や学校、それから学校医を含めた医師、あるいは所管は違いますが、保健師さんと、あるいは、薬剤師さんと踏まえた中で、そういう中の薬物、フッ化物の安全性について十分協議をしていただいて、このことについて取り組んでいくように、私は、お願いしたいと思っております。

確かに、有毒であるということもありますけれども、物事は使い方によってはそれを有効に活用しているという、いろいろな分野で用いられておりますので、質問を重複するような形になりますけれども、今後、父兄や学校とそういう問題について深く安全なもの、あるいは、扱いが重要であるということをはっきり述べて議論をして、進めていただきたいなと思います。再度教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） それでは1番議員さんの再質問、ご指摘のこともありましたけれども、そのことについてお答えを申し上げたいというふうに思っております。

まず、フッ素というものについては、1番議員さんも十分に知られておりまして、フッ素の元素のことも言われておりました。フッ素については、水道会というのですか、特にアメリカでは多く水道水にも入れて、歯の虫歯予防ということで使われているということになっておりまして、特に、アメリカはいろいろ訴訟というのですか、表現は不適切かもしれませんがクレームだとか、非常にそういうことが多い国柄でありますけれども、フッ素を長年入れていて、入れる量も微量でありますけれども、そういう問題も一切無いという状況になっておりまして、フッ素自身が自然環境物質の中にあるということです。いわゆる、我々の生活の中にあるということも十分認識をしていただければなというふうに思っております。1番議員さんは十分に認識されているかと思いますが、父兄にもしっかり話をしていきたいというふうに考えております。

フッ素の量についても、一回わずかな量になってまいりますので、万が一誤飲しても、全体のフッ素の混入量として問題ないということになっておりますし、誤飲をしないようにフッ化物洗口を実施するときには、水からどういうふうに着用をするのか、低学年もおりますから、わずかな量でもしっかりブクブクうがいをして、必ず口から吐き出すということを練習して、子供たちに誤飲をさせないような対応をしていきたいというふうに考えております。

話は前後して大変申し訳ありませんが、保健関係との連携はどのようになっているのかという質問の趣旨があったかと思えます。先ほども、幼稚園、保育園という話もさせていただきました。当然、実施段階では学校の低学年、特に歯の生え変わる時期が重要な時期ですということも申しましたけれども、その前の、早く歯の生え変わる時期もありますので、幼稚園、保育園の園児においても一緒に実施できれば一番望ましいというふうに考えております。

そのためには、当然、町の保健福祉部局、道の保健所、そして、学校関係では、学校薬剤師、学校歯科医の方々と連携をとって、北海道の8020条例の趣旨を踏まえて、しっかり北海道の役割、市町村の役割、そして、教育委員会の役割のもとに子供たちの虫歯予防をして、先ほど言われた80歳になって20本歯がある。元気で長生きをするためには、毎日食べる、歯の健康がないと元気で長寿、生活にできていかないということになっておりますので、教育委員会としては、今ほど言った保健福祉関係の町の保健福祉課、そして、保健所、学校医、学校薬剤師とも連携をし、フッ化物洗口の前向きな実施に向けて協議を整えております。

道の保健所にはいろいろフッ素のそういう内容、歯科医という免許を持っている方もおりますので、専門的な知識、そして、内容をどういうふうに適正に扱っていくのかという指導の仕方なども本町の小中学校、そして、幼稚園、保育園に招いて指導もしていただいております。

今度は次の段階として、今ほどご指摘のあった保護者にそういうフッ素の洗口の重要性を十分説明し、80歳になっても20本歯が残るように説明をして、学校現場である公衆、集団で行なう公衆衛生が一番望ましいということの説明をして実施していきたいというふうに

思っております。

一部にはフッ化物洗口を家庭でやれるのではないかというご意見もないわけではありません。ただ、家庭ではいろいろな家庭環境もあるので、集団で行なうことが一番虫歯が予防の効果が高いというふうに言われておりますので、そのように進めていきたいというふうを考えております。

また、もう一つ付け加えてさせていただきますと、本町には学校薬剤師が存置しております。学校薬剤師の協力を得て、学校現場であまり負担にならないように、学校薬剤師が週1回うがいをするようなマニュアルとなっておりますので、学校現場でスムーズにクラス単位で実施ができるように、今、協議を整えている段階でありますので、あとは保護者の理解を得るようにしっかり説明を行いたいと考えております。以上、質問の答弁に変えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再再質問はございますか。

1番、安中経人君。

○1番（安中経人君） 再再質問は、私の疑問に対して教育長の考え方や方向性が非常に一致しておりますので、疑問点は解消されております。

質問の一つ目の、本町の虫歯の罹患は全国平均、あるいは全道平均から少し良い状況ではないということで、大切な子供たちがこれから健康で大人になって次を支えていくためには、いろんな健康方法があると思いますけれども、一つ歯をとっても、行政がそういうところを支えていけるものであれば、支えて健康な体に作っていただきたいなということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

併せて、今回の質問に対しまして、教育委員会の職員の皆様には、私のために答弁書作りに、いろいろご尽力をたまわりましたことをお礼申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（長谷川秀樹君） 安中経人君の一般質問を終わります。

次に、9番、樋坂里子君。登壇の上、発言願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を二点ほどさせていただきます。

まず1点目は、東日本大震災から1年10カ月が経っておりますが、東日本大震災と東京電力福島第一原発での災害復興予算が、被災地の復興と直接関係のない事業に使われていることが判明しております。

例えば、大企業に対する立地補助金や国民監視を続ける自衛隊の情報保全隊の機材購入費、また、刑務所の職業訓練経費や内閣府のキャリア・アップ戦略に関する事業費、諫早湾干拓事業の調査費、反捕鯨団体シー・シェパードの妨害活動に対する安全対策費、核融合エネルギーの実用化を目指す国際熱核融合実験炉研究支援事業、更には、ベトナムへの原発輸出に向けた調査費と委託費に対しても5億円も充てております。

このような復興予算の使われ方について、町長はどのようにお考えでしょうか。私は、

大震災の復興予算であるならば、東日本大震災原子力災害による被災者に対して生活と生業の再建、被災地の震災復興に全額を使うべきではないかと思えます。現在も多くの皆さんが仮設住宅に住み不便な生活を送っております。一日も早い被災者本位の復旧復興を推進すべきと考えますが、前段で申し上げたような復興予算の使われ方に対して、町長はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今9番議員さんから、東日本大震災に係る復興予算の使途、要するに、使われ方についてのご質問がございまして、目的外ということで数多く列挙していただいたところでございますけれども、この震災の復興予算につきましては、東日本大震災復興対策基本法の理念に基づいて予算が編成されたもので、それによりまして執行された事業は、復興対策基本法の条文にもありますように、被災地の復興とともに活力のある日本の再生を目指すことを目的として、適切に行われているというふうに解しております。

今ほど列挙していただきましたけれども一部マスコミにおいては、震災復興予算で採択された事業の一部で批判的な報道がなされておりますが、国が復興対策基本法の解釈に基づき、被災地の復興とともに活力のある日本の再生ということですので、そういった解釈に基づきまして採択した事業でございます。一自治体の長の私が、どうこうということについてのコメントは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問ございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 町長のお話ですと、国の基本法に基づいて執行された予算であるので、町長として個人的なコメントは差し控えるということではありますが、私は、今年の3月の定例会で新十津川町の補正予算が組まれまして、最終日に追加議案として3,660万円が震災復興特別交付金ということで新十津川町に交付され、5市5町で構成されます中・北空知廃棄物処理広域連合に9億4,688万円が交付されてくるということでした。これは循環型社会形成推進交付金という名目で11年度分と、それから12年度の予定額を前倒しとして予算化されているものです。これらのお金は震災復興予算の流用であったとこれは先ほど町長が言われましたように、新聞でも報道されました。

最初は、被災地の瓦礫を受け入れ償却が前提となっていたもので、途中から受け入れしなくても良いということになりました。復興予算は5年間で19兆円に上るものでありまして、ほとんどが所得税や個人住民税の臨時増税でまかなわれていくものであります。所得税は現行の所得税額に対し、時限的に2.1%の交付税が創設され、2013年1月から2037年までの25年間の長きにわたる負担となっております。地方税の個人住民税は均等割りの税額が時限的に1千円引き上げられ年間5千円となり、これは2014年度から2023年度まで10年

間の負担ということになります。復興財源は所得税の増税など、国民の負担によるものとなります。復興予算と全国防災対策費、その他の東日本大震災関連経費といいながら、防災対策や東日本大震災に関わりのない経費に使われていると私は思っております。

町長は、今回の中・北空知廃棄物処理広域連合建設費として支払われた交付金についても、先ほど言ったように考えているのか。どういうふうに考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 考えているのかというふうに言われますがちょっと理解しづらい部分もあるのですけれども、中・北空知廃棄物処理広域連合につきましては、今ほど樋坂議員さんからお話がありましたように、今年3月の定例会におきまして3,668万3千円交付を受けておりまして、この金額と同額を中・北空知廃棄物処理広域連合への負担金としてお支払をしているということでございます。

当初、瓦礫処理については、中・北空知廃棄物処理広域連合においても、受け入れをすることと前向きで検討をしていたということでございますが、本年の8月において、処理が可能になって、北海道の方からもそのようなお話がありましたので、受け入れをしなくても良いことになっております。先ほど申し上げましたように、活力ある日本の再生という意味合いでの交付金というふうに捉えておりまして、これは被災地の復興とともに活力ある日本の再生ということ踏まえての交付金だというふうに捉えておりますので、これについて、今更どうこうという考え方は今持ち備えておりませんので、そのようなことでご理解願えればというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 再再質問ございますか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 町長が今言われましたように、活力ある日本を目指すということで東日本大震災として集められた復興予算が使われるということですが、私はやはり復興予算ということで集めるのであれば、やはり被災された方のために使われるのが一番ベターではないかなというふうに思うわけです。今言われたように他の予算に使われることに対して、大変、私自身は遺憾だと思っているのです。

ですから、できることであれば、今回、中・北空知廃棄物処理広域連合にいただいた広域の復興予算も、町村によってはいろいろな考え方あると思いますが、私はできることであれば、もらうべきではなかった予算じゃないかなというふうに思うのです。

それで、特別交付金というのは、返す必要がないというようなことも聞いておりますが、私は、新十津川町として復興予算はもらわないで、別な方に使っていただくのが良いと思っております。町長は、先ほど活力あるまちづくりのためにもらったのだから、そのまま使わせていただいた方が良いというふうに考えるのか、私が言ったように、やはり復興予算であるのであれば、被災地の方にまわして使うべきではないかなということになるのか、そこをもう一度ご確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 町長の答弁は、おそらく変わらないでしょうけども、町長、答弁をお願いします。

○町長（植田 満君） 議長さんからおっしゃられたとおりでと思いますけれど、町村によって考え方が異なるということは、それは連合のことを指して言っているのかどうなのか、その辺はちょっと理解できないのですけれども、連合については14の自治体で構成してございますけれども、その意思是まったく変わってございません。同じような考え方ですから、それは、どこでどういうふうな情報を入手したのか分かりませんが、14で構成している連合でございます。その考え方は、みんな意思統一はなされているということでございます。

それと、この交付金については、手続き上はなんら問題ないというふうに判断しておりますので、それを返還だとかという考え方は、今のところもってはおりません。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは9番議員、次の質問に入ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 2番目の質問。シルバー人材センターの仕事についてであります。

現在の生活状況は、60歳定年でまだまだ若い世代が仕事を求めてシルバー人材センターに席を置き、仕事をこなしていることは、大変良いことだと思います。新十津川町のシルバー人材センターにも、多くの方が登録されて、いろいろな仕事をこなしていることと思います。

そこでお伺いいたしますが、町内、役場関係の仕事でシルバーに仕事を発注している割合は、どのくらいかということです。金額もそうですけれども。

それと、中小業者との仕事の関係はどのようになっているのか。仮に、事故が起きたときの保障はどのようになっているのか。この三点について、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 9番議員さんからの、シルバー人材センターの仕事についてということでの質問でございました。まず、シルバー人材センターについて、ちょっと前段ご説明を申し上げたいと思います。

シルバー人材センターについてであります。60歳以上の高齢者に就業機会を提供する機関でありまして、業務内容は、清掃や家事援助、施設管理など、臨時的で軽易なものに限られておりまして、道内では北海道知事の認可を受けた社団法人等のセンターは40箇所ございます。

本町におきましては、新十津川町シルバーセンターです。人材が入っておりません。法人組織ではなく、社会福祉協議会が事務局を担っている任意の団体でございまして、平成7年に設立されておりまして、現在の会員数は25名です。

お尋ねの、町が委託している仕事の内容と事業量、金額についてでございますが、平成

23年度の実績で申し上げますと、ゆめりあ公園及び周辺管理業務としての除草、剪定、木の剪定ですね、冬囲いなどにつきまして、年間19日、308時間で45人工を要してございまして、委託料につきましては24万6千円でございます。

次に、高齢者除雪の実績でございますが、シルバー会員6名が8件の高齢者宅の生活道路の除雪を行なっておりまして、稼働時間にいたしましては206時間です。委託料が21万6,300円ということになってございます。

シルバーセンター全体の稼働実績は160件で、238万2千円と聞いております。町が委託している割合は19.4%で、概ね2割ということでございます。

続きまして、中小企業者との仕事の関係についてでございますが、稼働日数、時間、金額からしても、業務が重なり、中小企業者の経営を圧迫するような常時雇用にはつながってはおられません。したがって、良好な関係が維持されているものと考えております。

シルバーセンターの業務の中で最も多いのが公園の草刈りで、次いで除草、除雪となっております。公園の草刈りについては、事業者からの依頼でセンター会員を派遣しているところでもあります。高齢者除雪については、シルバーセンターと町内業者に委託しておりますが、そのうち、シルバーセンターは2割程度を受け持っております。

次に、3つ目でございます。事故があった場合の保障についてでございますが、町が委託した業務であっても、派遣元のセンター側が対応すべきものと考えてございます。シルバーセンターでは、傷害者保険と賠償責任保険に加入いたしておりまして、シルバー会員の作業中の事故や、誤って第三者に損害を与えた場合などの万が一の事故に備えております。

また、このような事故に対しては、先にも報道されておりましたとおり、事故があっても労災が適用されないというふうなケースが多かったことから、シルバー人材センターにおいても労災保険に加入するように、厚生労働省が協議を進めている段階でございまして、今後、指導が徹底されることを期待をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、本町のシルバーセンターといたしましては、あまり危険な仕事を請け負わない、請けないという方針のもとで進めておりまして、団体の自主性を尊重しつつ、高齢者の社会参加や就労環境の整備に向けて、今後とも社会福祉協議会と連携を取りながら進めて参りたいというふうに考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今の町長のお話ですと、新十津川町も2割くらいの仕事をしているということと、それから保険も厚生労働省の指導で、これから、今後、労災の方も、今は入っていないけれども、これからは入るようにしていきたいということですが、私が聞いたところ、中小零細業者の方々が自分たちの仕事が減って困ったという話を、皆さんが集まる場所、公衆浴場などで聞いております。

不況が続く中で仕事が欲しいわけですから、シルバーの人方が仕事をするのが悪いとい

うわけではありませんが、お互いに共存しながらそういうような関係を築いていけば一番良いと思いますし、町長が言ったように、労災には入っていないというのも、新十津川町で一日も早く加入して、事故があったときの保障をするべきというふうに思います。

一昨年の12月に上砂川のスキー場でリフト撤去していた際に、その下敷きになって亡くなった方も、シルバーの人材センターから派遣されていた方らしいのですが、その方の場合は、不幸にも保障は一切されなかったという話を聞いております。もし、新十津川町のシルバーの人たちが仕事中に事故にあわれた時に保障がされなかったら大変だと思ひまして質問したわけですけれども、賠償するような保険に入っているということなので、まず安心をいたしました。

町長の話ですと、新十津川町の中小零細業者との仕事の取り合いは無いということでありますから、零細業者とシルバーセンターとの仕事の内容を把握して仕事を発注していただきたいというふうに思っておりますが、そこら辺、答弁聞いても変わらないかなと思ひますけれども、シルバーと中小零細業者との仕事の関係について町長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほども申し上げたとおりでございます。シルバーセンター全体からすると2割程度でございますから本当に少ない金額で、むしろ高齢者の皆さん方の社会参加といった面では大きなウェートを占めているのではなかろうかなというふうに思っております。

このことが中小企業者の皆さんの経営が圧迫しているということにはつながっておりませんし、私もそういった話はまったく聞いておりません。シルバーの25名の皆さん方は、それぞれの立場で取り組んでおられるし、中小企業者の皆さん方も、やはりそういった方向で進んでおられるというふうに考えておりますから、先ほど申し上げました健全な関係が維持されているというふうに理解をいたしております。

それと保険の関係につきましては、厚生労働省で労災保険の加入を議論している段階でございますので、良い方向に結論が出ることを望んでいる次第です。今ほど上砂川町での事故の例も挙げておられましたですけれども、やはり労災保険もありますし、それについては同じ厚生労働省の中で早急に議論をしていただいて、法制化なりにするような方向で進めてもらうことが望ましいというふうに思っておりますし、そのことを期待をしているということでございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、以上で、樋坂里子君の一般質問を終わります。

次に、3番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは植田町長に一般質問をさせていただきたいと思ひます。よろしく願ひします。

質問の内容については、事前にお知らせしてあるので、お分かりのことと思いますけれども、こういった質問をする背景をまずちょっとご理解いただければ有難いなと思っています。

明治の時代に奈良県十津川郷から入植して来られた方々によって、このまちが切り開かれたということは、このまちに住む人が誰もが知っていることだと思います。その当時のことを考えますと、まさに未開の大地を開拓していくという時代だったと思います。切り開いていく時代が、しばらく続いてきたのだと思います。

そういった時代を経て、戦後、今の民主主義の形ができてきて、ちょうど平成に入る前後くらいまでは、いろいろと変遷はありましたけれども、新十津川町も著しく発展をしていく時代を過ごしたのだと思います。こういった発展する時代の中で、様々なインフラ整備だとか、ありとあらゆる面で行政が核となって進めてきた。そういう流れだったと思います。

昨今は、どういう時代的な背景になっているかということなのですが、少子高齢化という社会の中で、予算的にも、この著しく景気の良かった時に比べると減少しておりまして、まさに、これから新十津川をどうしていくかということ、今は創造していかなければならない時代になっているのだろうという認識を私は持っております。

そこで、この創造していくという部分については、非常に厄介だといいますか、大変だといいますか、相当な努力が必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

その新しいまちづくり像として、植田町長になってから美しいまちづくり条例というものを制定いたしました。その条例の中に、美しいまちづくりの定義が付されております。普通は条例ができたなら、この条例を具体的にどうにかしていくための施策が展開されてくるというのが、条例を作る趣旨だろうと思うのですよね。

そこで、こういった部分についての具体策の方向性がなかなか見えてこないということから、今回、是非、この美しいまちづくりという理念を具体化するためにも、私は、行政の文化化という部分について提言し、町長にそういった考え方の基で、これからの創造するまちづくりを進めていただいているかどうかということでの質問でございます。

なかなか、今まであまりこういう場でも、行政の文化化なんていうことについて使われておりませんので、ご理解のできない方々もおられるかもしれませんが、端的に説明させていただきますが、考え方はいろいろあると思うのですが、行政の文化化というのは、行政の全般にわたってハードとかソフトの両面から、町民に潤いとか安らぎがもたらされるよう、職員一人ひとりが日常の仕事を見直していくこと、そういったことによって、全体の奉仕者という形であるという認識が高まっていくのではないかなというふうに、そういうことを言うのだということ、私は思っているのです。

もっと、それを具体的に申し上げますと、質問書にちょっと書かせていただきましたけれども、朝、夕方、中央の方々には聞こえるのだと思うのですが、エーデルワイスという曲が鳴っているのですけれども、これは、朝学校行くときに子供も聴きますし、私

も朝起きたらこの音楽を聴くことができます。夕方も同じように奏でられているのですけれども、これは、行政でやっている仕事だという観点でものを見た時に、何故、この曲をいつまでも同じものをかけ続けているのかということ、やはり、担当している人間に気が付いていただかなきゃならないと思うのですよね。

例えば、夕焼け小焼けではダメなのか、ふるさとではダメなのか、もっと言うならば、新しく作られた新十津川小学校の校歌は短いフレームでとっても良い旋律だと私は思うのですけれども、そういった発想を持っていただかなければ、新しいまちを創造するということにはつながっていかないのではないかなというふうに思えてならないのです。そういうことが、行政の文化化という形だろうと、私は思うのです。

もうちょっと、例を挙げて言わせてもらいますけれども、例えば、橋ができれば必ずそこに何とか橋、例えば、植田橋なら植田橋でけっこうですけれども、そういう橋の名前が書かれますけれども、それは橋の名前を書くのもけっこうですが、多くの方々が俳句を詠んだり、短歌を詠んだりしているのですけれども、そういうものをちょっと入れてあげて、歩いた時に、どこどこ区の誰々さんが詠んだ句が刻まれているとか、そういうことです。要するに、橋を担当した人たちが、まちの人たちが橋に触れた時に、もう一歩文化的な要素なり、まちの美しさなりといったものについて感じてもらえるようなことを、これからやっていかなければならないのではないかなというふうに思うわけです。

私も、議員になってから町民の方々から、そういう観点でものをいろいろ尋ねられることがあります。さっきもお昼ご飯食べさせていただいて、町の庭にある広葉樹の木に、今は12月ですから、クリスマスツリーという形で見ても姿形の良い素晴らしい木なのでね。一時はあそこにライトを灯して、クリスマスツリー的なものをしていて、多くの人を楽しませていたのだらうと思うのですけれども、行政の効率化といいますか、予算的なもので止めてしまって、しばらく経ってそのままになっておりますけれども、住民の方々に対して、あるものを工夫して1年中やれなんて言いませんけれども、この短い期間の冬の暗い部分の中に光なり、喜びなりという部分を感じてもらえるのかということも考えるべきじゃないかなと思うのです。

そういったこと例をを上げるとたくさんありまして、できれば教育長さんにも答えていただきたかったのですけれども、今回は、町長だけの質問としますけれども、学校施設においても同じ様な観点でものをいろいろ見ていくと、やっぱりもうちょっと文化化が図れて、地域の人たちに喜んでもらえるような部分、そして、それが次の世代に、又次の世代に引き継いでいけるような、そういう新十津川をつくっていくという部分について、大事な要素であろうと、私は思うのです。

あえてこの時期に、この質問をさせてもらったのは、今言ったような流れの中での新十津川の置かれた立場、やはり、創意工夫をして、あっ、これぞ、新十津川だという部分の一つ一つに対する思いやりなり、配慮なり、そういったものについても一度、首長中心に莫大なお金をかけれという意味ではなくて、もう一度見直していただきながら、考える時期ではないかなというふうなことを思って質問とさせていただきます。よろしくご答弁

のほどお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 今、3番議員さんからのご質問、創造するまちづくりについてということで、非常に精神論と言ったら大変失礼なのかもしれませんが、こういったようなご質問の内容でございましたので、なかなか理解できない部分、ただ、具体的に事例を挙げておられましたので、お答えはできるかと思えますけれども、そう大枠として非常に難しい質問なのかなというふうに思っております。そういった中で、お答えをさせていただくわけでございますけれども、無理というか、何かございましたら後ほどまたご指摘を願えればなというふうに思っております。

これまで進めてきたまちづくりと、青田議員さんの目指すまちづくりに、そんなに大きな差はないのでなかろうかなというふうに考えております。創造するまちづくり、これらについては、今年度からスタートしております第5次新十津川町総合計画でも、10年先を見据えたまちづくりをどうしようということを進めておりました、豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、生き生き未来ということで、こういったタイトルを設定されているということでございますから、その趣旨は、第5次新十津川町総合計画の中でも十分表現されているのかなというふうに、実は思っているところでございます。

そこで、今ほど申し上げましたように、若干そういった具体的なご指摘もございましたけれども、真摯に受け止める点はしっかりと受け止めながら、また、改善すべきところについては、改善をしながら今後進めて参りたいなというふうに思っているところでございます。

そこで、美しいまちづくり条例を例に出されましたですが、これは、平成17年に制定されておりました、条例に前文がございまして、そこでは、私たちの共有財産である美しい自然、景観及び環境を後世に伝えることが私たちの使命である。一人ひとりの知恵と創意により、町民と町とが協働して美しいまちづくりを実現するというように定めておりました、自然環境と生活環境を守り育てるために、例えば、従来から実践してまいりました、町民の花の植栽や景観の統一など、こういった事業に加えて、各団体や地域単位での一斉清掃や美しい通学路づくりなどの活動も拡充されてまいりました。また、地域活動を支援するための施策といたしまして、行政区提案事業に加えて行政区文化づくりを創設し、地域からの環境づくりをバックアップしてまいりました。

このような地道な、そして自主的な活動が、町民一人ひとりの環境に対する意識づけと結びついているものだというふうに思っております。先般、青田議員も気になったかと思えますけれども、9月8日、新十津川中学校の学校祭がございました。43回の学校祭でございまして、中学生の作文発表がございました。新十津川町は美しいまちだというふうに、非常に評価の高い内容の作文でございました。そういったことを聞きまして、非常に嬉しく思ったところでもございます。子供たちも、そういう中でそういう評価をし、ただ、そ

れに満足しているわけにはいかないと思いますけれども、今後、そういった方向で後世にやっぱりしっかりと残していけるような、そういったようなまちづくりをしていかなければならないなというふうに考えております。

具体的に防災無線から流れるメロディーのことも触れておられましたが、町民の皆さん一人ひとりの思いや感覚には差がありますので、現状で聞き慣れて落ち着く曲だと感じる方も多いたとも思っておりますし、音楽や色彩、形や大きさ、古き伝統と新規の取組みなど、どのような物とか事象であっても、その評価は、明らかに極端なものを除いて、個人差のあることは当然なことではなかろうかなというふうに思っております。これまでも、美しいまちづくりの推進には、先ほどから申し上げておりますように、住民の皆さんとともに取り組んでまいりましたので、これからもその考え方は変わっておりませんので、そういった方向で進めさせていただければというふうに思っているところでもございます。

行政の文化化という考え方から捉えますと、今年度スタートした先ほど申し上げましたように総合計画、まちづくりのキーワード、先ほど申し上げたとおりでございまして、そういった中で10年後の目標に向けて、一步一步進めてまいりたいというふうに思っております。

非常に、冒頭申し上げましたように、答弁として内容的には、本当にこれがお答えになっているかどうかという部分では、自分自身もちょっと疑問な点がございましてけれども、何かご指摘の点がございましたら再度ご質問願えればなというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問ございますか。

それですね、青田さんもいろいろ思いは伝わってはくるのですけれども、答弁する側も大変なので、質問をまとめていただいてストレートに分りやすい形でしていただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

青田良一君。

○3番（青田良一君） 非常に町長には抽象的に聞えてしまったのかもしれませんが、私が言いたかったことを、もうちょっとだけ付け加えさせていただいて、町長に同じ考え方にはなれとはいいませんけれども、配慮していただければなというふうに思います。

先ほど言ったように、行政の文化化ということについては、かなり前から言われておりまして、これをどう行政に取り組むかということについては、やはり私は、首長さんがしっかりリーダーシップをとるといふ部分の観点が必要かなというふうに思います。

私の考える行政の文化化というものと、今町長の方がお答えになった発展計画等にまちの方向性について記載してあるという言い方をされましたけれども、やはり、住民はもっと身近に新十津川がこういうふうに変わっているのだという部分について、実体験できるような行政がこれからは必要だろうということで申し上げているわけでございます。

そこを少し配意をしていただいて、従来型のというよりも創造していくという部分に重きを置きながら、今100人の職員ということだと思いますけれども、その方々の能力なり力なりを十分に発揮させるような仕組みづくりをしながら、町全体が良くなっていくような

ことで考えていっていただきたいなと思います。

議長から指摘を受けましたけれども、具体的な例を出していけば細かいこと私も頭の中に沢山ありますけれども、それも出していくと長くなって、おかしくなってくるというふうに取り取られても困りますので、言いたい事はそういうことを念頭に置きながら、もう一度まちづくりの視点を、そういった部分の方向性として考えていただきたいなということでございます。

これは、私の思いでございまして、別に俺はそうしたくないということであれば、それは結構ですけれども、やはり、創造していくという部分については、是非ご理解をいただきたいなと。新しい歩みを、この厳しくなった時代の中で創意工夫していくかという部分が大事な視点であろうと思いますので、その部分だけでも是非ご理解をいただきながら、首長としての今後の方向性について、その点についてだけでもちょっとご答弁いただければ有難いなと思います。以上申し上げます、私の質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは再質問に対して答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほどちょっと申し上げればよかったのかもしれませんが。行政の文化化、一時は昭和の終わり頃だったと思います。行政の文化化ということで、例えば、予算については、その1%を文化的な事業に使うというようなこともございました。具体的に先ほど橋の話も出ておりましたけれども、例えば、橋の中間にバルコニーを作って、そこにモニュメントを設置するだとか、これもやはり文化だと思います。そういったような取り組みの事例が随分ありましたが、だんだんと国の予算等々も厳しくなってきた段階で、そういったものはむしろ贅沢品というか、そういったような捉え方にだんだんと変わっていき、効率性が求められる。効率性や機能性が高められれば、贅沢なものには踏み込む必要性は無いんでなかろうかなというふうな中で、最近はほとんど、そういったものについての予算は確保されていないのが実情でございます。

ただ、気持ちの上では、そういったような気持ちを持って取り進めていくことは大事だと思いますけれども、心の問題と具体的にうまくマッチングするかということになりますと、非常難しい部分もあるのかなというふうには実は思っているところでもございます。

今、職員の能力開発的なもののお話もございました。我がまちの100人いる職員については、すべて優秀な職員ばかりでございまして、そういったことはしっかりと持ち備えておりますので、また、いろんな予算の策定、25年度の予算の策定の時期にも入っております、やはり職員もそういったことに取り組んでいただいているものというふうには理解もいたしておりますから、25年度の予算については、こういったようなことも出てくることもあり得るかもしれないと。そういう表現はちょっと適切ではないのかもしれませんが、そういったことも考えられるということでございまして、あえて行政の文化化ということで大上段に構えていくということについては、果たしてどうなのかなというふうな思いもいたしております。

昔は、芸術文化財保護というふうには、大きく二つくらいに分かれて行政の文化というふうには言っていたのですけれども、今の社会は、文化化というのは、文化というのはものす

ごい広範囲になってきておりますので、そういった面では、なかなかこれというふうに限
定、特定すべきようなことにはなかなかないのかなというふうにも思っております
ので、そのようなことを含めた中で、ご理解を願えればなというふうに思っており
ます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 以上でよろしいですか。

それでは、以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

これから2時25分まで休憩いたします。

(午後2時10分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後2時25分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩前に引き続き、一般質問を行ないます。

2番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議長の許可をいただきましたので、2点質問をさせていただきます。1点目は、計画外停電への対策について、町長にお伺いいたします。よろしくお願
いいたします。

一つに、先月27日未明から午前にかけて、胆振地方を襲った記録的な暴風雪による停電
は、室蘭市や登別市など17市町の約5万6千戸におよびました。発達した低気圧が一時的
に強い冬型の気圧配置になった影響ですが、室蘭市で11月の観測史上最大の瞬間風速を記
録しました。近頃は、予想外の猛暑や豪雪、北海道らしからぬ長雨など異常気象にみまわ
れることが多くなってきたように思います。

何が起きるか分からない中、本町でも地震や水害に対する防災対策、防災訓練には取り組
んでおりますが、この度の胆振地方に起きたような、大規模な計画外停電に対するシミュ
レーション対策は講じられているのでしょうか。

夕張市では11月下旬、民間事業者三社と災害時に必要とする器機の調達に関する協定を
締結いたしております。この協定により仮説トイレや移動式暖房器機、発電機などの調達
について協力を得られるのだそうです。

このように、事業者と協定を結ぶ自治体が増えていますが、本町では情報収集や伝達に
欠かせない電力を確保するための移動発電車や、救助や避難誘導を円滑に進めるために発
電機能を持つ照明車の手配などは、お考えになられているのでしょうか。

計画外停電への対策について、本町ではどのような取組みがなされているのかお伺い
いたします。

二つに目に、11月26日には、南空知の4市5町と空知総合振興局により、南空知災
害総合協力応援に関する協定の調印式が行なわれました。協定市町の区域内で災害が発生
した際、非難などの確保が十分にできない場合に、総合応援により被災者の安全確保を
実施するものだそうです。被災者を安全に非難させる策として、本町におきましても、近隣
市町とお互いに被災者を受け入れる協力関係を構築するための協議などが、現在、実際に

進められているのかをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今2番議員さんから計画外停電への対応についてのご質問がございました。今ほど具体的に事例も挙げましてのご質問の中身だったと思います。

そのとおりでございまして、11月末に発生いたしました室蘭、登別両市を中心とした広範囲の停電は、住民の生活に甚大な影響を及ぼしたところでもございますし、また、それから以降にも、道北にも同じような事例が発生をしたということで、まさに異常気象としか言いようがないというふうに、やはり自然の恐ろしさというものを感じたところがございます。

そこで、町の対応策ということでございますけれども、計画外停電を想定いたしまして、今現在、対応を進めております。基本的には、災害対策本部を中心といたしまして対応することと致しております。災害対策本部の各部においては、直ちに対応すべきこととして、具体的申し上げますと、例えば、土木施設部。これは建設課が中心となりますけれども、公営住宅のエレベーターの閉じ込めに対する対応。こういったものも大きな問題になってくるわけでございます。先日の7日ですか、地震がございましたですね。たまたま私ホテルで会議に出ていたのですけれども、館内放送で、エレベーターの使用は直ちに止めてくださいというふうな館内放送も入ってございましたけれども、やはり、こういったようなことにつながってくるということでございます。

そして、住民生活部においては、信号の停止が予想されますので、登下校の児童生徒の誘導。教育対策部においてはスキー場のリフト利用者の安全確保など、こういったような今三つほど挙げさせていただきましたが、こういった具体的な事例もあるわけです。こういったことを想定しながら、今取り組みをするということで、その計画を立てているということでございます。

また、これら以外に、各公共施設の利用者に対する誘導や、各施設の水道凍結防止など、施設の保全に対する措置も必要となってまいります。

また、町民の皆様に対しましては、随時防災無線による情報提供を行うこととし、停電が2時間を超えた場合は、避難所開設の準備に取りかかり、停電が半日を超えるような場合は、災害対策本部を設置いたしまして、避難所の開設と併せまして避難される方々の対応に当たるように、段階的に職員を配備することといたしてございます。

そこで、9月の定例会において補正予算をご承認いただきまして、燃料式の発電機8台を購入させていただきました。併せまして、このほか燃料の携行缶などの機材を購入いたしましたし、避難所における電灯、ストーブ、テレビなどの必要最小限の電気は確保できるようにいたしているところでもございます。

申し上げたとおり、計画外停電に対し、基本的には新十津川町内における対応策や体制を整えることが最優先でございまして、現段階では、近隣市町間における避難対応の協議

は行っておりません。今事例として挙げておられました南空知の関係については、昨年度の豪雪の関係で、そういったものが、やはり、同じ災害でございますけれども、特に豪雪を想定しての協定だというふうに理解をしておりますので、ちょっと、この停電とは意味合いが違うのかなというふうに思っております。それは、それといたしまして、そういったようなことでございます。

しかしながら、停電となる範囲や期間によりましては、近隣の市町にお願いすることも出てくるかと思えます。これは、人道的な見地からやはり協力体制を整えることが最も重要でございますので、そういったような事態が発生したならば、近隣の自治体に対して応援をしなければならない。また、応援も逆にされる場合もあり得るということもございしますので、そういったことについては、人道的な見地に立って柔軟に対応していくということにいたしたいというふうに考えております。

なお、計画外停電に限定した内容ではございませんですけれども、石狩川を挟みまして新十津川町側の袋地にあります砂川市の北光第2町内会と、砂川市側にあります本町の弥生区2町内会の住民の避難所につきましては、砂川市と本町との間で、災害時におけるそれぞれの市町の避難所を利用できるように協定を締結もいたしております。これは、停電ではございませんけれども、水害等々が発生した場合については、弥生の2町内については砂川市さんの施設に非難をしていただく。そして、北光2町内の方々については、新十津川町の施設に非難をしていただくと、そういったような協定も取り組みをしているということも、申し添えさせていただきますまして、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） お願いします。ただいまご答弁いただきました。

私が申し上げたかったのは、計画外停電のとき、まず情報が入ってこない。冬場ですと、特に部屋を閉め切った状態で、カセットコンロで調理をしたり、暖をとったり、ポータブルストーブで暖まっているといった行動がテレビでもありましたけれども、実は、これは大変危険な状態です。停電の時には、ポータブルストーブをたいて、カセットコンロで煮炊きをするというのは一般的なのですけれども、総務省まとめの今年の1月から6月までの火災の概要、概数の中で、建物火災1万3,546件の中で、原因が一番多いのがコンロですが、4番がストーブとされております。別の統計では、ポータブルストーブの危険性は、石油ストーブの10倍とも言われておりますし、トラブル事例では、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、好ましくない環境でひと夏おかれた変質した灯油による故障や、給油作業中の事故が挙げられておりますけれども、特にご高齢の方、障害がある方で力が弱くてしっかりふたを締められなくて、給油タンクを本体から引き抜く時に、引っかかってふたが外れたりとかいった火災が沢山ありまして、世帯状況によっては、ポータブルストーブの使用を進められないという場合が出てきます。

ただいま町長からご答弁いただきましたけれども、普通の地震や水害で非難されている場合には勿論なのですが、この停電といった状況に対するご答弁がちょっと、私にはあま

り足りないといえますか、はっきりしたお答えがいただけなかったのではないかなと思います。

災害に備えて普段から非常用食料や懐中電灯、ラジオなどを用意しておくのはとても大切で、もし、災害が起きた時には、被害を防ぐ、少なくする基本ではありますけれども、本町では、やはり高齢化が高いですから、家族と同居して物置にあるストーブを出してもらえて、懐中電灯で足元を照らしながらトイレへ誘導してもらえて、携帯電話があつて、すぐ隣の家に情報の確認や声かけ人がいるような方々については、そういう自分でできる方には冷たいようではありますけれども、ある程度は我慢していただく、しのいでいただくというのは仕方が無いと思うのですけれども、特に、この停電時には、それができない方々への支援をどうするかということが大変重要であると思います。

私、今、二つ質問させていただきましたけれども、一つ目は、どちらかと申しますと電源の確保について、お聞きしたつもりであります。

二つ目は、人への支援、特に停電時についての支援について、お伺いするものでございまして、胆振地方の大規模停電時には、暖房を使えない住民のために開設された13箇所の避難所には、中には、夕方までカイロを抱いて布団に包まって我慢をしていたけれども、とうとう我慢ができなくなって避難所に身を寄せたなどという方が約260人いらっしゃいました。

やはり、ポータブルストーブをたいて、ご高齢の方がお一人、又は、お二人とかでご自宅で危険を伴う生活をされるのと、避難所で多少ご不自由はあっても安全に過ごしていただきたいと思うものですから、停電に対する時の町の避難誘導ですとか、対策についてはどのようなことがあるのかということがお聞きしたかったわけです。

それで、停電となりますと、わりと広範囲で被害が及ぶのではないかと思いますものから、近隣市町村との協定が急がれるのではないかなと思ひまして、質問いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） まず、以前にも一般質問で災害に関係する質問がございまして、答弁させていただいた時には、まず、災害においては、自助、共助、公助、こういったものが連携しないと本来の災害救助ということにつながっていかないというふうなことで、申し上げさせていただいたところでございます。

今ほどの質問でございましてけれども、どちらかという公助をというふうな話でございましてけれども、それは当然、町の責務としては、やるべきことはしっかりやらなければならないと思いますけれども、やはりそういった中で、自助と共助、そういったものはやはり地域の中でしっかりと確保していただくことも大事なことでなかろうかなというふうに思っておりますので、まず、そのことを申し上げたいというふうに思っております。

そこで、電源の確保でございましてけれども、いろいろこう聞いてみますと、むしろ、うちのまちが先行しているようございまして、非常電源というか、先ほど申したように発

電機ですね、むしろ我がまちが先行しているようでございますので、無いところにねだっても、これはしょうがない話でございます、むしろそういった中で、そういったとこと協定をしても、果たして、本当に効果的なものなのかどうなのかということもございますから、それは、それとして、しっかりとその辺はわきまえていきたいと。

ただ、先ほどの答弁でも申し上げましたように、協定をしていなくても、人道的な見地、これは大事なことでございますので、人道的な見地から協定する、してないに係わらず、これはしっかりと確保していくことが大事だと。これは人の命が大事なことでございますから、それは、そういうことで、しっかりと取り組んでいただくと。

まず、そのためにも災害対策本部の中で、そういったようなシミュレーションも当然立てながら、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、あまり、災害協定に特化というか、こだわりということの質問でございましたですけども、そこまではこだわりの必要性、お互いにそういった機材なりをしっかりと確保されているところであれば、それは問題ないのしょうけれども、その辺のことについては、我がまちの中でできるものは、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それと、人との関係でございますけれども、やはり、先ほども申し上げましたように、日頃からの共助、隣近所とのそういったようなものも大事でございますので、そういう見守り隊的なことも、併せて必要になってくるかと思っておりますから、それはそういう中で、今後ともしっかりと取り組んでいくことも必要でないのかなというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 再再質問でございます。

はい、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 再再質問ではございませんが、ただ今のご答弁の中では、我がまちでできることには、しっかりと取り組んでいただくという力強いお言葉をいただきましたし、見守り隊のこれからの取り組みが今始まっておりますので、公助の部分は間違いのないということで安心をいたしております。あとは、自助、共助ですね。これは、私たち町民一人ひとりが、普段から身の回りのことを、地域の周りのことを確認して把握していく必要性を大変感じました。

それから、新十津川町防災計画の見直しも進んでいると思いますが、私が申し上げるまでもなく、このまちは奈良県十津川村を母村に持つ町です。十津川村が台風12号の被害に遭われた時には、町中で応援を致しましたし、役場職員も3名災害復旧に現地入りを致しております。職員の方は、被災地では災害対策への常人では思いも及ばないような物、知恵をきつと持ち帰られていると思っておりますので、国や道の防災計画に準拠するのは勿論ですけども、このような小さな町からでも、万全な防災計画を練り上げられるのだというようなものを全国示すぐらいの気合を持って、防災計画の策定に当たっていただきますようお願いを致したいと思っております。

それが、十津川村と新十津川町の先人のご苦勞と、もしかすると、2次災害に遭うかも知れないという覚悟の上で現地入りをした職員の方の勇気に報いることだと思っております。よろしく願いいたします。町長のご答弁は求めません。

○議長（長谷川秀樹君） 次の質問に移ってください。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） では、次の質問をさせていただきます。スクールバスの安全な運行についてを、教育長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

先日、道北の国道で生徒8人を乗せたスクールバスが対向車線にはみ出し、路外に横転し、生徒8人が軽傷を負うという事故が発生いたしました。運転手は前日の夜に飲酒し、事故当日の朝、まだ酔っているという自覚があったにもかかわらず、スクールバスの乗務に就いたものでございます。本町では、そのような事故は絶対に起こらないと確信はいたしておりますが、今一度しっかりと確認をさせていただきたいと考えまして質問させていただきます。

一つに、本町のスクールバスの安全運行マニュアルがあると思いますので、その概要についてお伺いいたします。

二つに、運転者の乗車前の健康状態確認の内容と方法をお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは、2番議員さんからのご質問でありますスクールバスの安全な運行について、お答え申し上げたいと思います。

ご質問の趣旨にありました、道北の猿払で起きた事故については、私も同じような役割として非常に大きな事故だなどというふうに思って拝読させていただき、そのようなことの無いように常日頃努めているところでありますけれども、今ほど質問がありましたので、お答えを申し上げたいというふうに思っております。

まず、運行マニュアルについてお答えを申し上げたいと思います。運行マニュアルについては、前文と本文と二つの中身になっておりまして、まず、前文には主なものが二つございまして、1点目が、運行目的というものでありまして、児童生徒の安全安心な登校・下校をサポートし、乗降時の指導及び公共交通車両としての乗車マナーを身に付け、地域住民から信頼される運行を行うこととしてございます。

前文の2点目は、バス運行の心得で、安全安心な運転を行うなどの基本的な姿勢について、間違いなく行われるよう確認をできる内容になってございます。

次に、その本文の内容でございます。バス運行、経路図及び停車所、更には、緊急時の対応やバス運行のいろいろな関係の諸規程の4章の区分になって、全体で20ページからなるものが、このスクールバスの安全運行のマニュアルという形になってございます。概要ということでありまして、そのポイントだけ申し上げたいと思います。

まず、本文の中にあるバス運行についてのみ申し上げますと、登校編、下校編と区分されておまして、始業点検から始まり、出発時刻の確認、バス停での周辺確認、児童生徒が座るまで出発しない、そして、シートベルトの着用など具体的な事がマニュアルとなっております。全体を通して、常に、児童生徒の安全安心をモットーにして運行する、そ

ういうマニュアルになっているものでございます。これが、運行マニュアルの概要ということで、ポイントだけ説明させていただきたいと思えます。

次の2点目のご質問でございます、乗務する職員の健康状態確認という内容について、お答えを申し上げたいと思えます。

これは基本的に職場で働く全ての、スクールバスだけではなく、全職員にいえることでございますけれども、特に運転業務員は、児童生徒の命を直接的に預かる業務ということから、執務前の体調管理は万全を尽くさなければなりません。又、その健康管理という部分では、単なる自分の健康、いわゆる体調ばかりではなくて、今ほどご心配されておりますアルコール摂取のことも充分配慮をしなければならない事項であると考えております。当然、仕事を預かるものとして自己管理が基本であり、体調管理の励行としては、普段からの日常生活の基本的なモラルというふうに考えております。

ご心配されているアルコール摂取をした翌日にもアルコールが検出され、酒気帯び運転で逮捕される、これは公務員全体、いろんなことで起きていることでもありますけれども、そういうことも多く発生されていることから、本町の運転業務員がどうなのかという心配という意味からの質問かというふうに思っております。

まず、スクールバスの運転業務に携わっている職員は現在5名おります。内訳は、正職員が2名。スクールバス運転業務に正職員2名は20年前後の勤務年数を有する大ベテランであります。正に、正職員がリーダーシップをとって5人の運行体制をまとめていると。その2人が正職員。そして、残りの3人は臨時職員という形に今なっております。この臨時職員3名は、すべて、前職が自衛隊職員ということもあり、正に、国民の生命や財産を守って、第一線で業務を精励した経験豊富な職員でございます。スクールバスの運転業務に当たっている5名は、自分の児童生徒の安全をしっかりと守らなければならないという職務を全うする責任と、自覚を持ち合わせている有能な人材であるということも申し添えたいと思えます。

従いまして、ご心配の前日のアルコール摂取は、次の日の仕事が早番になっている時には酒を自粛したり、酒を飲まなければならない時もありますけれども、その時には早く切り上げて、次の日の仕事に支障の無い体制で、しっかりそれぞれが運転業務員を自覚をして、仕事に支障の無い範囲の中で対応をしているという状況になっており、安全運行を励行する体制になっていることを申し添えたいというふうに思っております。

また、私自身も責任者として、節目節目の折には訓示をしておりますし、今回の猿払の事案も含め、他市町村におけるスクールバスでの事故などの事案があれば、そのような類似した事故も起こりうるということもありますので、即座に今回の場合も含めて、次長から運転業務員を招集させて指導示達をしているということでございます。

今後も、児童生徒の安全安心を第一に考え、将来を担う我がまちの有能な人材の命を守る。そして、町民から信頼される運行に努めていくことを申し上げまして、2番議員さんご質問の答弁とさせていただきますと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はありますか。

西内陽美君。

○2番（西内陽美君） ただ今詳しい内容を説明していただきました。私が聞き逃したのか、ちょっと勘違いなのか、もう一度確認させていただきませんが、運転者の乗車前の健康状態の確認についてですが、あくまでの自己管理、個人のモラル、個人の自覚に任せているというようなご答弁だったかと思えます。正式にきちんとした記録書にして残すような、例えば、アルコール検知器でアルコールの検査をしているといったようなことが、今の答弁ではなかったのではないかと思います。されているのか、されていないのか、もう一度確認をさせてください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） 再質問にお答えをしたいと思います。アルコールの検知は、特に検知器というものも今売っております。いろんな検知器の精度の高い、精度のあいまいなもの、いろいろありますし、又、車に今つけるようなそういう器械もできつつあるということも伺っております。特に、青ナンバーというのですか、大型車の免許を持っている方は、ちゃんと検知をしてしっかりしなければならないということが、道公法の改正で、運行責任者の役割であるということになっておりますけれども、スクールバスの場合は、そこまでは至っていないのが現実です。

少ない人数の中で運行しなければなりませんので、自分の責任と自覚ということになっております。まず、ハンドルを持つもの、いわゆる、運転手として、我々も運転手としてハンドルを持つ時には、公務として飲酒運転が一番重たい責任度ということになってまいりますし、そこを起こしてはならないということが、役場全体、教育委員会、スクールバスを含めて大きな責任のもとに運行しているという状態になってございます。

当然、いろんな道公法の責任だとか、そういうものの中で、自分の責任において仕事を守る。そして、子供たちの命を守る。そして、地域からの信頼を守るという意味からも、それは自分の責任で対応しております。特に今の段階では、アルコール検知器までには至っていない状況になっておりますことを申し上げて、再質問の答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 再再質問はありますか。

西内陽美君。

○2番（西内陽美君） お願いします。ただ今ご答弁にありました、運送事業者にはアルコール検知器が義務化されている。これは2011年からされておりますけれども、あちこちの自治体とか官公庁で、最近アルコール検知器を購入しているという所が大変多くなってきております。運行管理責任者といたしましては、やはり子供の命、安全を守るものですから、人数が少なくても自己管理に任せるのではなくて、きちんと個人の自己申告ではなくて、二人以上の第三者の前できちんと自分の今日の健康状態を見ていただく、アルコールもきちんと検査をして、その数値をきちんと記録したものを用紙に残しておくということが大変重要だと思いますので、その辺りをちょっとご一考くださいますように、お願い

を申し上げたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 再再質問の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） 再質問の答弁をさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、まず運行体制をする職員は5名いるということを申し上げましたけれども、朝の運行の状態では3名が各花月、大和、西部方面と分かれて運行しております。3名の中には必ず職員が1名おり、帰りの便には職員1名配置をするということを基本の形にしてローテーションを組んでおります。

ですから、朝確認するのは3名の形の中で、今アルコール検知をした方が良いのではないかということかと思っておりますけれども、今後、いろいろ交通の規制だとか厳しくなってくるとお思いますので、将来においてはそういうことも必要になってくると思っておりますけれども、現段階においては、今先ほど申し上げましたとおり、それぞれの職員のモラルの中でやっておりますし、お互いに規制というのか、自省しあいながらしっかり確認をしている状況にもなっております。

ただ、アルコール検知という形にはなっていないということも今現実ありますけれども、将来、そういうことも見据えながらしっかり対応していきたいというふうに考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時休憩します。

（午後2時56分）

〔演題撤去〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時58分）

◎議案第50号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第50号、新十津川町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程いただきました議案第50号、新十津川町暴力団排除条例の制定について。

新十津川町暴力団排除条例を次のように定めるといたしまして、3枚目の裏面でございます。

提案理由でございます。暴力団を排除することにより、町民の安全で安心な生活の確保、

地域経済の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明については住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） ただ今上程いただきました議案第50号、新十津川町暴力団排除条例の制定についての内容のご説明を申し上げます。

この条例は、平成3年に制定されました、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、通称暴対法と呼んでおりますが、この法律が、平成20年に暴力団トップの責任を広く認めるという改正が行われました。これを機に、各都道府県で暴力団排除に関する条例が制定され始めたところであります。平成22年には北海道においても条例が制定されたことによりまして、道内各市町村においても条例化の動きが出てきたものでございます。

本町におきましても、暴力団排除に係る取組を進めるため、今定例会におきまして条例制定について上程をいたしたいとするものでございます。

本条例は、提案理由にもございましたが、町民の安全で平穏な生活の確保や社会経済の健全な育成に寄与することを目的として、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと、この3つの基本理念によりまして、町、町民、事業者および関係機関等の相互連携により、地域全体で暴力団の排除に取り組んでいこうとするものであります。それでは、条例内容を説明申し上げます。

第1条は、先ほど申し上げましたとおり、条例の目的を規定しているものでございます。

第2条につきましては、文言の定義でございまして、第1号に規定しております暴力団とは、暴対法が規定しております、団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体というふうに規定をしております。第2号の暴力団員とは、その団体の構成員でございます。第3号の暴力団員等では、暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者としてございますが、これは暴対法の改正によりましてトップの使用者責任が認められたことによりまして、近年、これを回避するという動きが出ております。暴力団員が加入や脱退を繰り返す傾向があることから、5年間の期間を設けるものでございまして、北海道条例も同様の定義としてございます。

以下、第8号まで関係する固有名詞についての定義であります。第9号では、暴力団の排除について、暴力団員による不当な行為の防止と暴力団員による町民の活動や事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除することと定義をしております。

次に、第3条は基本理念でございまして、先ほども申し上げましたとおり、暴力団を恐れない、資金を提供しない、暴力団を利用しないの3つを基本理念としてございます。

第4条は、町の責務について定めておりまして、町の暴力団排除に関する施策を実施す

る責務、そして北海道、それから北海道警察及び関係機関等との連携や情報提供などの責務などを規定してございます。

第5条は、町は、職員が暴力団員による暴力的要求行為や不当な要求に対しまして、適切に対応し円滑な執行を確保できる体制等を整備するということを規定してございます。

第6条は、町民等の責務を定めております。町民等は、町の暴力団排除に係る施策に協力するとともに情報の提供に努め、町民においては、当該活動に自主的かつ相互に連携して取り組み、事業者においては、暴力団との関係を遮断し、その利益とならないようにすることを規定してございます。

第7条は、町が発注する建設工事その他の事務事業におきまして、暴力団等の利益にならないよう入札に参加させないなどの措置を講ずるほか、契約の相手方に対し暴力団員等を下請け等の契約の相手方としないということを義務付けるものであります。また、契約の相手方に対し、不当要求を受けたり下請事業者が不当要求を受けたことを知ったときは、北海道警察に通報するとともに、必要な協力を行うことも義務付けております。そして、これらの規定に違反したときは、町の入札に参加させないなど必要な措置を講ずることとしております。

第8条は、公の施設の使用制限等について規定をしております。暴力団等の利益になる恐れがあるときは、使用を許可しない、それから許可を取り消すなどができるものとしております。

第9条は、町民等が行う暴力団排除の活動に自主的に取り組めるよう、町は、必要な支援を行うとともに、安心して活動に取り組むことができるよう、北海道警察と連携してその安全の確保を図ることを規定しております。

第10条は、町が必要な広報啓発を行うことを規定したものでございます。

第11条は、青少年に対する措置といたしまして、町は、中学校や地域などで青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、また、暴力団員による犯罪の被害を受けないための必要な措置を講ずるとともに、その育成者に必要な情報提供や支援を行うことを規定しております。

第12条は、町民等が債権の回収や紛争の解決に暴力団の威力を利用してはならないことを規定しております。

第13条は、暴力団の利用や協力を目的として、金品や財産などの利益を供与することを禁止しております。

第14条は、祭礼等の主催者等は、当該行事に関し暴力団等を利用したり、暴力団員であることを知りながら行事の運営に関与させることを禁止し、暴力団の排除に必要な措置を講じなければならないとしております。また、町は、主催者等に対し、必要な情報の提供など必要な措置を行うことを規定してございます。

第15条は、規則への委任規定でございます。

以上、条例本文についての説明でございます。

続きまして、附則の説明をいたしますが、資料の新旧対照表を、併せてご覧いただきました

いと思います。

附則の第1項につきましては、この条例の施行日を平成25年4月1日からと定めております。

附則の第2項以下は関係する10の条例の改正について定めております。

まず第2項ですが、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

同条例第3条第4項におきまして、暴力団等が都市公園で興行その他の行為を行おうとする場合、その利益になる恐れがあるときは、これを許可しないことを追加明記したものであります。

第9条の一部削除につきましては、ただ今説明しました第3条第4項と、次に出てきます第15条の変更によりまして、条文整理のため削除するものでございます。

第15条は、公園の監督処分といたしまして、一旦許可を受けた暴力団等に対しまして、その利益になる恐れがあるとする場合に、承認の取り消しや利用停止、公園からの退去など必要な措置を命ずることができることを規定したものでございます。

続きまして、附則第3項でございますが、新十津川物語記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

第7条は、現行条文で、設置目的及び管理上適当でないと認めた者に対し、と表現を具体的に示したものでありまして、その第3号で暴力団等の利益になる恐れがあるときに入館拒否や退館をさせることができるということを規定しております。

続きまして、附則の第4項は、新十津川物産館の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

第7条第3号で、現行は、暴力団等の利益になると認められるとき、とありますのを、改正案では、恐れがあるとき、といたしまして、暴力団等の利益になることが予測される場合に入場拒否や退場をさせることができるというふうにしたものであります。

第8条では、前条によります利用の制限を受けることが予測される場合には、使用の許可をしないことを明記したものでございます。

第11条では、第7条の規定に該当する場合、使用の停止や許可の取り消しを行うことができることを規定したものでございます。

続きまして、附則第5項でございますが、新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

第12条第3号は、参照する第15条の号数の変更によるものでございます。

この条例の第8条というのがございまして、暴力団の利益になる恐れがあるときなどには、使用を許可しないことを定めております。それを第15条は、一旦使用を許可した者に対し、その者が第8条の規定に該当するときは、使用条件を変更したり、許可を取り消すことなどができるよう第3号として追加したものでございます。

附則第6項につきましては、新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

同条例も、サンウッドパークゴルフ場の条例と同様の内容で改正するものでございます。
附則第7項につきましては、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

同条例第7条第3号は、附則第4項で説明をいたしました、新十津川物産館の設置及び管理に関する条例と同様に、認められるときから、おそれがあるときに変更しまして、施設の利用が暴力団の利益になると予測される場合に、入場拒否や退場させることができるというふうに改めるものでございます。

第9条は、使用の不許可用件をより具体的に4項目としたものでございます。

第10条は、カッコ書きによりまして使用者を定義したというものでございます。

第15条第1項第3号は現行で第9条を参照しておりましたが、第9条の改正によりまして、第7条を参照するという事になったため改めるものでございます。

附則第8項、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例、そして、附則第9項、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例並びに附則第10項、新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の、それぞれにつきましても附則第7項の新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正と同様の改正を行なっております。

附則第11項でございますが、新十津川町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。使用の不許可について定めております同条例第5条に第4号として暴力団等の利益になる恐れがある時の使用の不許可について加えてございます。

以上、新十津川町暴力団排除条例に係る制定内容及び附則による関係条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第50号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第51号、新十津川町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第51号、新十津川町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

新十津川町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。スポーツ振興法の全部改正に伴い、体育指導委員の名称の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新十津川町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、新旧対照表がお手元にいつているかと思ひます。別表第1の体育指導員の文中、体育指導員をスポーツ推進委員に改めるといふこととごひます。これは、今ほど提案理由で申し上げましたように、法改正に伴つての名称の改正とごひますので、体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるといふこととごひます。

附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行するといふこととごひます。

よろしくご審議の上、議決たまりたくお願ひを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第51号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第52号、新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第52号、新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例の一部改正について。

新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくつていただきまして、裏面とごひます。

提案理由とごひます。新たに設置する新十津川中学校武道場施設を町民の利用に供して、武道発展に寄与するため、この条例の一部改正について議決を求めるものとごひます。

なお、内容の説明につきましては、教育次長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまりたくお願ひを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 加藤健次君登壇〕

○教育次長（加藤健次君） それではただ今上程いただきました議案第52号、新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例の一部改正についての内容説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思ひます。

本条例の一部改正の内容については、新たに学校体育施設として中学校武道場が12月20日に完成いたしますので、学校開放事業活動として、町民が武道活動の場として広く利用していただくことを目的とするものとごひます。

また、現行の条例の第1条のスポーツ振興法がスポーツ基本法と改正となり、スポーツ基本法については、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が全部改正されまして、改正趣旨については、スポーツに関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務、並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものが、スポーツ基本法であります。

次に、別表第5条の使用料の改正案については、現行の1人1回区分を小学校及び中学校体育館を、1人当たり及び武道場を新たに追加し、1施設区分で尚武館の現行は、現在6時間区分でしたが、改正案は3時間区分の施設の面で使用していただくもので、使用料を600円とするものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例案の学校開放事業については、平成25年1月1日から施行するものであります。

次に、第1条のスポーツ振興法が、スポーツ基本法については、施行は交付の日からといたします。

次項の現尚武館の廃止条例及び第3項の公の施設の使用料減免条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、関係条例の附則等の内容を申し上げまして、内容説明とさせていただきますので、よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第52号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第53号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第53号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算、第6号でございます。

平成24年度新十津川町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,282万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,993万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容の説明につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、

議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第53号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算、第6号となります。内容の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入。補正のある款のみ申し上げます。

15款、国庫支出金。補正額1,392万3千円、計3億1,247万4千円。

16款、道支出金。補正額635万8千円、計3億6,374万6千円。

19款、繰入金。補正額974万1千円、計1億9,593万4千円。

22款、町債。補正額280万円、計5億3,110万円。

歳入合計、補正額3,282万2千円。計53億9,993万2千円。

続きまして、歳出であります。

2款、総務費。補正額25万円、計3億6,683万円。財源内訳、一般財源25万円。

3款、民生費。補正額2,121万4千円、計6億5,138万2千円。財源内訳、国道支出金1,590万8千円、一般財源530万6千円。

4款、衛生費。補正額15万円、計5億792万5千円。財源内訳、一般財源15万円。

6款、農林水産業費。補正額140万1千円、計3億4,140万6千円。財源内訳、特定財源で国道支出金45万3千円、一般財源94万8千円。

8款、土木費。補正額453万9千円、計5億4,140万8千円。財源内訳、一般財源453万9千円。

11款、災害復旧費。補正額500万円、計1,100万円。財源内訳、国道支出金392万円、地方債280万円、一般財源減額の172万円。

13款、職員費。補正額26万8千円、計8億6,955万円。財源内訳、一般財源26万8千円。

歳出合計、補正額3,282万2千円、計53億9,993万2千円。財源内訳、国道支出金2,028万1千円、地方債280万円、一般財源974万1千円。

次に、地方債の補正を申し上げます。6ページに戻っていただきます。

第2表、地方債補正。まず、追加であります。

起債の目的、現年度発生公共土木施設災害復旧事業債。限度額170万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5%以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。次に変更であります。

起債の目的、現年度発生単独災害復旧事業債。補正前の限度額200万円。補正後の限度額310万円。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。事業の内容について

ては、歳出で説明をいたします。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。歳出の内容を申し上げます。

2款1項1目一般管理費。補正額25万円、計3,010万5千円。財源内訳、一般財源25万円。内容を申し上げます。17番、母県母村等自治交流事業25万円。これは、来年2月に中学校の武道場がオープンしますが、2月に武道場のオープニングセレモニーを予定しておりますが、その記念事業に剣道大会でありますが、来町いたします十津川村剣道クラブ会員及び十津川村関係者約35名という予定をしておりますが、その費用を補正するものでございます。

続きまして、19ページ、20ページであります。

3款1項3目障害者福祉費。補正額2,121万4千円、計2億4,986万6千円。財源内訳、国道支出金1,590万8千円。まず国の支出金では、障害者介護給付費等負担金1,000万3千円。道支出金では、障害者介護給付等負担金500万1千円。同じく道支出金で、障害者自立支援対策推進費補助金90万4千円。一般財源は530万6千円であります。内容を申し上げます。1番、障害者自立支援事業2,121万4千円。これは、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費を補正するものでありますけれども、主に療養介護サービスに係る費用が当初見込みより増加したことによるものでございます。

続きまして、21、22ページ。

4款2項2目し尿処理費。補正額15万円、計3,705万5千円。財源内訳、一般財源15万円であります。内容を申し上げます。3番、石狩川流域下水道協議会負担金。これは、し尿共同処理分で15万円。現在のし尿処理を平成27年度より石狩川流域下水道施設で処理をすることから、この必要施設の建設に向けて負担をいたすものでございます。

続きまして、23、24ページ。

6款1項2目農業振興費。補正額90万7千円、計1億7,593万3千円。財源内訳、国道支出金45万3千円。これは、道支出金であります、環境保全型農業直接支払い交付金45万3千円、一般財源45万4千円であります。内容を申し上げます。4番、環境保全型農業直接支援対策交付金90万7千円。これは、環境保全型農業直接支援交付金の申請者及び取り組み面積が確定したことに伴います補助金の増額補正でございます。

6款2項1目林業振興費。補正額49万4千円、計4,475万5千円。財源内訳、一般財源で49万4千円あります。内容を申し上げます。1番、有害鳥獣駆除対策事業49万4千円。これは、蝦夷シカ捕獲頭数を当初20頭と見込んでおりましたが、現在それを越える状況となっておりますので、頭数を40頭とし、増加分の処理手数料を補正するものでございます。

続きまして、25、26ページとなります。

8款2項1目道路維持費。補正額453万9千円、計1億6,477万5千円。財源内訳、一般財源453万9千円。内容を申し上げます。4番、道路維持車両管理事業453万9千円。これは、昨シーズンの大雪によりまして、除雪関係車両に損傷が多数あり、修繕料が年度当初見込みより増大することから、不足見込み額を補正するものでございます。

続きまして、27、28ページとなります。

11款1項1目単独災害復旧費。補正額はありませぬ。補正額の財源内訳であります、特定財源、地方債で110万円、これは、現年度発生単独災害復旧事業債で110万円であります。一般財源は減額で110万円。内容を申し上げます。財源更正でありますけれど、9月の大雨による単独災害復旧工事、これは4カ所ありまして合計が315万円となっております。これは、予算不足を予備費充用により対応いたしましたものであり、今回、歳出予算としての補正計上はありませぬが、歳入予算の充用額相当分の地方債の歳入予算を補正するものでございます。

同じく2目現年度災害復旧費。補正額500万円、計700万円。財源内訳、国道支出金392万円、国支出金では現年度発生災害復旧事業国庫負担金392万円、地方債170万円、これは現年度発生公共土木施設災害復旧事業債170万円であります、一般財源は減額の62万円あります。内容を申し上げます。1番、公共土木施設現年度災害復旧事業500万円あります。これは、9月9、10日の大雨により被災しました志寸川の災害復旧工事費が確定したことから、工事着手に向けて補正を行なうものであります。それから、当初予算内で執行いたしました設計費も、地方債発行対象となることから、今回、財源調整を併せて行なうものでございます。

続きまして、29、30ページ。

13款1項1目職員費。補正額26万8千円、計8億6,955万円。財源内訳、一般財源26万8千円。内容を申し上げます。1番、職員人件費26万8千円。これは、昨年の東日本大震災によって発生した、公務災害補償費の給付が多額であったため、本年度に限り職員数に応じて特別負担をするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審査たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第53号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第54号、財産の無償貸付けについてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程いただきました議案第54号、財産の無償貸付けについて。

提案理由と内容の説明を申し上げます。

町は、次のとおり財産を無償で貸し付ける。

1、貸付けをする財産。（1）土地。所在、新十津川町字中央309番地1。種目及び数量、宅地、838.30㎡でございます。（2）建物。所在、新十津川町字中央309番地1。種目及び

数量、診療所、219.92㎡。構造、ブロック造一部2階建て。

2、貸付けの目的でございます。財産の有効活用を図るため。

3、貸付けの相手方、新十津川町字中央309番地1。関 茂様でございます、パンダ歯科の医師でございます。

4、貸付けの期間、平成25年4月1日から平成35年3月31日まで。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第54号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第55号、中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 上程いただきました議案第55号、中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約を次のとおり変更する。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約の一部を改正する規約。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約の一部を次のように改正する。

第6条中、歌志内市字本町1027番地1を、歌志内市字東光30番地17に改める。歌志内市字本町については、現在の事務所でございまして、歌志内市字東光については、新しく施設が出来るところでございます。ここに事務所を移転するというところでございまして、この規約につきましましては、平成25年4月1日から施行するというところでございまして、来年4月1日から歌志内市字東光30番地17で、事務所が開設されるということになるわけでございます。

提案理由でございます。一般廃棄物焼却処理施設が平成25年3月31日に完成することに伴い、事務所を移転する必要があるため、中・北空知廃棄物処理広域連合規約を変更することについて関係市町と協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由及び内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第55号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第56号、土地改良事業の計画の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 上程いただきました議案第56号、土地改良事業の計画の変更について。

土地改良事業の計画を別紙のとおり変更する。

提案理由でございます。土地改良法第96条の3第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、計画の内容につきましては建設課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 三谷和弘君登壇〕

○建設課長（三谷和弘君） ただ今上程いただきました議案第56号、土地改良事業の計画の変更について、内容のご説明を申し上げます。

土地改良（徳富地区維持管理）事業は、徳富川頭首工の適正な維持管理を目的に、平成19年度から町が主体となりまして、国30%、北海道30%、地元40%の負担によりまして実施しているところでございます。

今回の変更は、徳富川頭首工が徳富川広域河川改修事業によって移築されたことに伴いまして、平成19年度に定めた維持管理計画書に記載されている内容に変更が生じたため、これを変更したいとするものでございます。

それでは、主な変更の内容につきまして、別紙の変更後の土地改良事業計画概要書に基づきまして、変更となる事項をご説明申し上げたいと思います。また、別図を添付してございますので、この別図には頭首工の位置、それから、受益区域が示されておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

それでは、ご説明申し上げます。

まず、第1項でございますが、当該変更の内容について記載しておりまして、頭首工の位置を現在の位置よりも60m上流に移築するというものでございます。

第2項には変更の理由について、徳富川広域河川改修事業によって移築される旨を記載してございます。

次に、第4項の地域の所在・地籍及び現況では（2）でございますが、才の地域の地籍及び農家戸数について、この表でございますけれども、この表の中の受益戸数が現状に合わせて320戸から265戸に変更してございます。

次のページになります。

第5項でございますが、第5項の維持管理の要領につきましては(2)のエの欄でございますが、躯体の表がございまして、この表のうち躯体の型式につきまして、フィックスコンクリート固定堰堤から、フローティング可動堰堤に、それから、堰高を2.4mから1.5mに、堰長の可動部を13mでございましたが40mに変更となっております。また、土砂吐でございますが、土砂吐の形式とゲートにつきまして、従来、鋼製ローラゲート2門でございましたが、可動堰フローティング形式1門に、それぞれ変更になってございます。また、更に、その上部の洪水吐でございますけれども、これにつきましては、新たに可動堰フローティング形式のゲートを1門も新設しております。

最後に第7項でございますが、費用の概算について、従来、年間62万7千円でございますが、270万円に変更しております。これは施設及び機器の更新によるものでございます。

主な変更につきましては、以上のとおりでございますが、移築されました頭首工につきましては、平成25年4月1日から供用が開始される予定となっております。

以上をもちまして、議案第56号、土地改良事業の計画の変更についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長(長谷川秀樹君) 以上で、議案第56号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第57号の上程、説明

○議長(長谷川秀樹君) 日程第14、議案第57号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長(植田 満君) ただいま上程いただきました議案第57号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

新十津川町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更する。

提案理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

計画の内容につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長(長谷川秀樹君) 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 藤澤敦司君登壇]

○総務課長(藤澤敦司君) ただ今上程いただきました議案第57号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、内容の説明を申し上げます。

議案の次ページにあります別紙で、市町村計画の変更前と変更後を対比して整理してございますので、こちらをご覧くださいと存じます。

現在の新十津川町過疎地域自立促進市町村計画は、平成22年4月から平成27年度までの計画として、議決いただいているところでございます。

今回は、その現計画に事業名の追加が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更に係ります北海道との協議につきましては、11月22日に了しておりますのでご報告申し上げます。

内容ですが、区分2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進で、(5)の電気通信施設等情報化のための施設、防災行政用無線施設として、北海道総合ネットワーク改修事業を追加するものでございます。同時に次ページになりますが、区分3、生活環境の整備の(6)過疎ソフト事業に、地域防災計画策定事業を追加するものでございます。

いずれも、本計画に搭載することによりまして、財政的に有利な過疎債を充当することが出来ることとなりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第57号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、13日は議案審査のため休会となっております。14日は、午前10時より開会いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後3時54分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第4回新十津川町議会定例会

平成24年12月14日（金曜日）
午前10時開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第50号 新十津川町暴力団排除条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 第3 議案第51号 新十津川町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第4 議案第52号 新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第5 議案第53号 平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）（質疑、討論、採決）
- 第6 議案第54号 財産の無償貸付けについて（質疑、討論、採決）
- 第7 議案第55号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について（質疑、討論、採決）
- 第8 議案第56号 土地改良事業の計画の変更について（質疑、討論、採決）
- 第9 議案第57号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について（質疑、討論、採決）
- 第10 閉会中委員会所管事務調査申し出について
- 第11 閉会中特別委員会継続審査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君

教	育	長	熊	田	義	信	君
総	務	課	藤	澤	敦	司	君
住	民	課	小	林		透	君
会	計	課	長	谷	雄	士	君
保	健	福	竹	原	誠	二	君
産	業	振					
業	委	員	高	松		浩	君
農	業	委	三	谷	和	弘	君
建	設	課	加	藤	健	次	君
教	育	委	山	本		忍	君
代	表	監					
查	委	員					

◎職務のために出席した者の職氏名

議	会	事	務	局	長	高	宮	正	人	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただ今出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則により議長より指名いたします。
5番、笹木正文君。6番、平沢豊勝君。両君を指名いたします。

-
- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2に入る前に、これから提案されます議案第50号から議案第57号の案件につきましては、12月12日の定例本会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますのでよろしく願いいたします。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議案第50号、新十津川町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。
質疑はございませんか。
6番、平沢豊勝君。

○6番（平沢豊勝君） 総務民生常任委員会でも内容について若干説明をいただいておりますけれども、条例を詳しく見させていただきました。その中で、町民の責務について書かれておりますし、町民の情報を提供するという項目もございます。そういった中で、他のまちにおいては、情報提供した市民が被害になっている状況が見受けられますし、暴力団側からしてみれば、お礼参り等々についての町民の被害も心配されます。警察に即、通報しても、事件性がなければなかなか警察が動かないというような現状にあります。

そういった中で、この条例の中で9条でありますけれども、町民に必要な支援を行うということがございますけれども、どこに、どのような支援をしていただけるのか。そして、その情報を提供したときに、町民がどういうふうに守られるのかということは、少し明記されていないような気がします。この9条の中で方策を講じられるのかなど。こんなふう
に思っております。

そういった部分の、町民の保護される部分、情報を提供した後の保護された部分につい

て、これからそれぞれ細かく整理されていくのかなと、こういうふうな思いがありますけれども、これから進める段階においては、そういうものが是非とも必要でないかなと、私なりに考えますので、その辺のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではただ今のご質問にお答え申し上げます。第9条では町民等に対する支援ということで、第1項及び第2項で定めております。第2項で、その安全の確保を図るということで、ただ今具体性に欠けるのではないかというご指摘でございました。

まず、第1といたしましては、この条例を制定いたしました後に、施行するまでの間に警察の方と協定を結ぶ予定でございます。その中で、町民の保護及び安全の確保に関しても、一緒に連携をとりながら進めていくというような条文を入れてまいりたいと思います。やはり暴力団の行為に関しては、警察権力というのがもっとも効果的な支援の方法だ考えております。それを第1に進めて参りたいと考えております。

その他、町としてもできるものについて、今後、施行に向けて、具体的に担当としても検討をして、必要であればその対応について具体化をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、6番、平沢豊勝君。

○6番（平沢豊勝君） この条例が道全体で執行されるようになります。そういった中で、私なりに考えますと、暴力団そのものが完全に無くなるというこは、まず、期待できないだろうと。尚一層、巧妙な活動がされるのではないかと心配するんですよね。それで、情報提供する町民側の安全を守るということを、警察側とよく相談しながら条文にさせていただければというふうに思っておりますので、そのこともよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 他に質疑ございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 私のは簡単で、本町に暴力団、暴力団員等というようなニュアンスの人がいるのか、いないのか。そこら辺どうでしょう。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではお答え申し上げます。正確にちょっと警察の方には、まだ情報として、我々から要請をして確認はしておりません。いる、いないというところ、現段階ではお答え申し上げられないのですが、先ほど言いました協定を結んだ後には、それらの情報も確認してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 他に質疑ございませんか。

はい、2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 第11条に関してなのですが、青少年に対する指導のための措置とございます。この11条の中に中学校というのが入ったのは、この条文は大変素晴らしいのではないかとこのように評価をいたしております。あまり中学校と入っているものはありませんし、道の雛形といいますか、上の方の条例にはありませんので、大変これは新十津川が子供を大事にしているということの現れであると思っておりますが、必要な措置を講ずるものとするところとありますけれども、具体的にどのような指導といいますか、措置が行なわれるのか、お聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁を申し上げます。青少年に対する具体的な指導の措置ということでございますが、まず、この条例の制定と、それから先ほど申し上げました警察署との協定の締結ということで、具体的に情報提供を受けることが可能になるということでございます。その中で、従来より非行に対す啓発活動を行なってきたております新十津川町青少年健全育成町民会議、そして、教育委員会など教育の関係機関、それから団体等とそういった情報共有をまず進めてまいりたいということで、その部分の強化を図っていき、青少年への指導に活かしていただくということを考えてございます。

その他、様々な媒体による警察等も図っていくということでございます。

もう一つ具体的に、ただ今中学校の方といろいろ調整をしているところなのですが、授業の中でも、非行だとか暴力団に対する指導等を、滝川警察署の方と協力しながら直接的に中学生の方に教えていければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

はい、7番、長名實君。

○7番（長名 實君） 先ほどから警察との提携により情報をいただくということなのですが、このいただいた情報は、どこまで公表されるのでしょうか。我々町民みんなに公表されるのか、特定の人だけにその内容を公表されるのかを伺います。

もう一つ、附則の中に出てくるのですが、施設のこととちょっとお伺いしますが、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設とあるのですが、これは、どこを指して言っているのでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁いたします。警察から得た情報に関しては、それを使うことに関係する関係団体等への情報提供は可能と考えております。ただし、広く一般町民に対して、それを周知するというようなことは難しいというふうに考えております。あくまでも情報は、それに関する暴力団の行為に関する排除のための取り組みの一

環として活用するという、その範疇の中での活用をというふうになると考えます。

もう一点ですが、施設に関してはサンヒルズ・サライでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、長名實君。

○7番（長名 實君） 先ほどの情報提供の件なのですが、となると先ほど平沢議員が話したこととちょっと合わないような気がするのですが、町民などが自主的にそういう情報というか、手を上げるということは、どの人がどうだかわからないので、誰でも彼でも言ってしまったら、これまた大変なことになるので、その辺はどうなのでしょう。

○議長（長谷川秀樹君） 住民課長。

○住民課長（小林 透君） 先ほどの説明の中では、例えば、町民が情報を警察の方に提供したとか、そういった情報を出したという時に、お礼参り等でその提供した個人が攻撃されるというものに対して、どういうふうに保護していくかということでございましたので、その部分については、先ほど申し上げたとおり対応してまいりたいということでございます。

ただ今の部分については、警察の方から情報もらった場合に、その情報をどの範疇までというようなご質問だというふうに受け取りましたので、その部分については、排除に関する取り組みをする範疇の団体等と、それは個人も当然入ることと思います。それに関係するものであれば、個人も入るというふうに考えますが、そのような情報の流れというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、新十津川町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第51号、新十津川町非常勤特別職職員の報酬及

び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名實君） 今までの体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるということなのですが、これ何か訳あってこういう改正をしなければならないということなのですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） ただ今のご質問にお答えいたします。これは、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正ということで、それに基づきまして、名称が変更になったということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、新十津川町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第52号、新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

2番、青田良一君。

○2番（青田良一君） 何点かお尋ねをさせていただきます。まず、新しい武道館が出来たことは、私は、学校教育の指導要領が変わった時点で、このような措置をとった町長並びに教育長に敬意を表したいと思えます。その中身について、若干整理をさせていただきましたなと思えますけれども、今回の武道場は、社会教育施設ではなくて、学校教育施設という観点での捉えだということは説明がありました。これに間違いがないと思えます。

私は、それはそれでいろいろそうしなければならない理由というのがあったのだろうと思いますけれども、尚武館という名前を、是非、武道館に引き継いでいただくような工夫をしていただきたいなというふうに思っております。多分、尚武館の設置条例が廃止されて解体されるのだろうと思うのですけれども、これまでの歴史的な背景を考えても、剣道をやる場所という形の中で、尚武館というのは一つの固有名詞ではなくて、新十津川の剣道文化の中心的な存在であろうと私は認識しているのです。

今般のこの建物を造った時に、あくまでも学校施設ですよというような表現で、そのことについては一切触れられていないということなのですけど、この辺についての考え方をまず一点お聞きしたいなと思います。

何点かありますので、続けてよろしいですか。

○議長（長谷川秀樹君） それでは一問一答で、一つずつ、はい。

答弁もとめます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） 3番議員の今の質問について、私の方からお答えを申し上げたいと思います。まず、学校施設ということでは間違いございません。そのとおりであります。

尚武館という名前を継承してはどうかというご質問の趣旨かと思えます。正式名称は新十津川中学校武道場という形になるのは事実であります。ただ、今3番議員が言われたとおり、新十津川の剣道という部分、学校の剣道授業、更には、町民に対する学校開放の部分で剣道をうちの町としての伝統を広めていきたいと。それは3番議員さんと同じ趣旨で、あれは学校施設で建設しますけれども、社会教育の部分、少年団活動の部分、そういった部分で幅広く利用をしたい施設になってございます。

そういった意味からも、3番議員のご指摘のとおり、あの建物の愛称という形になりますけれども、看板は尚武館という名前を掛けるように、もうすでに尚武会とも話しをし、更に、十津川村の剣道クラブから、うちの中学校武道場を建てるという話が伝わっていて、剣道クラブの方から、今までのそういう尚武館の伝統を引き継ぐ中学校武道場が建てられるということから、剣道クラブの方で、ケヤキの木を看板にしてもらいたいというふうに寄贈の話がありました。中学校武道場という看板と、施設を見ると三角入り口の所に、ちょうど大きく看板が表示できる所があって、その看板を母村のケヤキの木が掲げられるという形になってございます。

十津川村から引き継いだこの120年余の新十津川の歴史の中で、文武両道の精神が教育の中に伝わっているということは、今まで執行方針等でも強く言っているところであります。その精神を、更に中学校武道場に引き継ぎたいということから、そのケヤキの木の看板を寄贈していただき、母村の村長に尚武館という字を揮ごうしていただいて、そこが掲載されているということになってございます。今はまだ養生をしている段階でありますので、見られる段階になってございませぬけれども、1月の中旬以降にその養生した看板が外される予定です。尚武館と十津川の更谷村長が心を込めて揮ごうをしていただいた尚武館の

看板が、町民各位に見られる状態になっておりますので、そのことを私の方からお知らせをし、精神もしっかり繋げていきたいということでもありますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、それでは次、青田良一君。

○2番（青田良一君） はい、お願ひします。尚武館の名前が残って継承されるということは、私もうれしく思います。

続いて質問させていただきますけれども、新しい施設が学校施設という観点で、これから運営されていくことについては理解しました。

そこで、使用料の部分についてちょっとお伺ひしますが、学校施設という部分で考えていきますと、私は極めて低料金で学校施設を開放していたということだと思います。それより以前は、スポーツ施設等が無い時代は、むしろ無料で開放してスポーツ振興等に寄与していたのではないかなと思いますけれども、この条例改正を見ますと、あくまでも現在の尚武館の料金設定にそのまま当てはめようという考え方だというふうに思うのですけれども、今、教育長がおっしゃったように、学校施設ですけれども、その実態は社会教育施設として活用していた尚武館と同じ利用料金を取るといふ、そこら辺に至ったその考え方、これについてちょっとお聞かせいただけないかなと思います。

それと、旧尚武館と比べますと、夜間の料金が高くなっているのですけれども、多分750円だったのではないかなという記憶しますが、床面積も確かに大きくなっていると思うので、小中学生以外の方が利用するということになると、ほとんどが夜間や休日が多いと思うのですが、その時に、従来のような形での使用ができなくなるということについての不利益といいますか、そういった部分について、尚武会の方々と利用する客対となる方々と、事前にそういった協議がなされてご理解を得ているのかどうか。私は剣道はできませんから、利用することは無いと思います。本当に一部の限られた方々が、この新十津川の伝統文化である剣道を守って伝えてきたんだと思うのですけれども、そのところが現行よりも改正されていくという観点が、私にはちょっと理解できないのですけど、ちょっと説明をお願ひしたいなというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） ただ今の料金の改定のご質問ですけれども、現在、尚武館については、約454㎡でございまして、面が221㎡ということで、今新しく出来るのが435ということで、約倍の面があります。ということで、積算については倍の金額で設定をしております。

今まで9時から6時間ピッチであったものを、3時間ピッチということで、これも約倍の金額ということで設定をしております。

時間外の方なのですけれども、1時間当たり500円、これについては3時間以上使わないだろうということで、1時間で500円の予定をしております。

経緯ですけれども、いずれにしても、学校施設でありながら学校開放事業ということで、主に、尚武会員が練習の場となるということを想定しております。

それから、事前に協議をしているのかということなのですけれども、ある程度、尚武会さんとの事前協議は終了しております。その基で設定をしております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、青田良一君。

○2番（青田良一君） この武道場は、説明の段階で剣道に適した施設ということで、金額も2億円を超えることになっていますが、これに関することなのですけれども、私は、この施設を活用して、いかに町外者にも利用してもらおうかというふうな発想も持つべきだろうと思うのですけれども、この基になる条例の中には減免規定というのがありますけれども、例えば、大学等の合宿をここでやって、それで泊まるのはサライだということで、そういうような条件が整った時に、減免の対象として取り扱っていく考え方が、あるのかどうかということと。

教育委員会としても、これだけ予算を使って建てた施設について、やはり剣道文化を振興するような利活用について、大いにこれから計画を進めて行くべきだと思うのですけれども、その点について、若干、条例の改正の趣旨から離れますけれども、お考えについてお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁もとめます。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） ただ今減免規定ということで、現行では合宿等々については、減免の対象にはなってはおりません。ここにも書いておりますけど、2の方の2号の中で、主たるものについての使用ということで、これについても、ある程度主体となる構成の中で判断していくということになります。新たに議員さんの言われる合宿等々の、要するに、呼び込みですけれども、それについてまだ減免規定の中には入っておりません。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 私は今まで、無償で尚武館を使っていたのかなというふうに思っていたのですよ。それで、今回、3時間毎ですけれども、3時間で600円という料金で、中学生以下は無料なのですけれども、大人の方はそれなりに利用料金をお願いしますということですね。そうすると、今まで使っていた人方に影響が出ないのかなと思うのです。今までただで使っていたのが、今度600円も払っていくようになるのかなというふうに思うのがまず一点と。

それから、子供たちに剣道を指導している人いますが、そういう人達はどういう扱いをするのか、その人達も個人で使うわけではないから無料なのか。

それから、利用料金をもらうことによって、町では健康を推進するとか剣道の人を増やすとかというのが目的になっているわけですが、利用料金を払うことによって利用者が減るのではないかなと私は危惧するのですけれども。三点についてどうでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁もとめます。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） ただ今大人というか、これについては、利用料金はかかっております。基本的に。ですから、尚武会ですけれども使うものは使った料金を払うと。管理は管理でうちの方で払うというような形になっておりますので、それについては変わりございません。

その料金というか、3時間区分、6時間区分ということで、倍の値段になってますけれども、その中で利用者に対してどうなんだということなんですけれども、それについては、特段利用方法については問題無いというか、ええ。そういうことで、進めてはいますけれども。それについて利用が減るとかということは想定してません。

いずれにしても、尚武会さんの主たる練習場になりますので、これについては、先ほどもお話ししましたがけれども、ある程度、事前協議の中で執り進めていますので、はい。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第53号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 私も長いこと議員やっていて、こんな質問したら笑われるかもしれないのですけれども、10年前にこういう契約をしていたということは、よく覚えておりませんでしたので、議運の時にもちよっと質問したのですけどね。10年前に町営の歯科診療所……。

○議長（長谷川秀樹君） 9番、一般会計の補正予算です。

○9番（樋坂里子君） ごめんなさい。勘違いしてました。

18ページ、母県母村との自治交流費25万円なのですけれども、最初の予算で130万円ありますよね。それに今回25万円の補正をしているのですけれども、来年2月に武道場のオープンの時に剣道の試合してセレモニーをするということですが、十津川村から35名くらいの人をお呼びするという話だったのですけれども、全員が招待ということで130万円にプラスした155万円を、全額を招待する人方のために使うというふうに思っているのか。

その前に、自治交流事業だから、もう他に使っていて、剣道に来るために、ただ25万円だけを使うのか。そこら辺ちょっと理解できないので、その点をまず一点と。

それから、30ページの職員人件費。去年の公務災害が多かったので、お金が足りなかったから今年、補正するという話だったと思うのですけれども、公務員の災害というのはどういふようなのがあったのか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは私の方から二点とも総務課の関係でございますので、お答えいたしたいと思っております。はじめの母県母村等自治交流事業でございますが、当初予算の際にご説明申し上げますとおり、例年は、開町記念式にお越しいただく、若しくは、こちらから水害慰霊祭に出向いて行くといった行事を中心に、その他何件かの母村との交流の中でこの経費を使わせていただいております。

今年もそういう形であったのですが、これから十津川の消防団の方々が来られるという予定が今のところ入ってございますし、規定の予算では、少し不足するというので、副町長が説明申し上げます、2月の武道場の落成の際に来られる剣道連盟のご一行様、皆様も含めて総体的な予算で不足する分を補正させていただいたという内容でございます。

二点目の公務災害の関係でございますが、これも、説明の際に副町長申し上げますが、東日本大震災で全国の公務員が不慮の災害等でお亡くなりになった方と、けがされた方、相当数いらっしゃいます。この関係で全国的な組織なものですから、それぞれの加盟している公務員が今年に限り負担率を上げさせていただいて、それらの補償といえますか、そういったものに使ったという内容でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

はい、2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） お願いします。24ページです。農林水産業費の中の環境保全型農

業直接支援対策交付金というのがございますが、確かこれは、今年の予算の時に10a当たり8千円の経費がかかって、半分を町が負担をするというような説明があったというふうに思いますが、この205万3千円で何件に交付金が支払われて、1件当たりどのくらいなっているのかということをお聞きしたいと思います。と言いますのは、10aで8千円と聞いたものですから、単純に面積にすると小さいわけなのですね。それで、先日、両常任委員会でいただいた資料の中には、大豆の作付け面積がそれ以上にあったものですから、農業を営んでいらっしゃる方で、あまりこのカバークロップですか、に取り組んでるところがあるのか無いのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） ただ今のご質問ですけれども、この事業の対象になってございますのが15件の件数でございます。この事業につきましては、今おっしゃられたとおり、カバークロップということで、大豆を収穫した後にライ麦、これは秋にライ麦を植えて、そして春先、緑肥になったものをすき込んでということで実施する事業でございます。その大豆につきましては、通常の栽培の中で農薬及び化学肥料を半分に減らすと、要は、環境にやさしい作付けをするということをお前提とした農法でございます。作付面積は管内約150haございますけれども、その中で特に化学肥料、農薬を減らして、秋にライ麦等の緑肥を栽培した農家が対象となりますので、そういった形で面積が少なくなっております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） お願いします。今の質問に関連してなのですけれども、23年度の決算で184万円くらいありました。今年はこの予算が114万円とかなり少なくなっておりますが、こういう有機農業とか農薬を少なくするという農業は進めていただきたいと思うのですけれども、こういった交付金の支払われ方をお聞きしたいのですけれども、農業をされている方がこういうことをしたいので、助成金をお願いしますというふうに申請をしてから出てくるのか、それとも23年度から始まった国の事業ですから、向こうから予算付けされて割り当てが来るものなのか、その順序をお聞きしたいのですけれども。よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） この事業につきましては、今おっしゃられたとおり23年度から実施されております。事業の実施に当たりまして、生産者の方に事業の説明をいたしまして希望を取りまとめております。この希望の取りまとめに対しまして、希望面積どおり実施しております。ただ、先ほど言ったとおり、環境にやさしい農業ということで、推進はしておりますけれども、取り組みとしては、すぐ全部の方が実施するというわけにはいきませんので、徐々にというか、希望者に対しまして実施しているところでございま

す。国からの割り当てとか、そういったことはございませんので、希望者に対しまして実施してございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほか質疑ございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 20ページの障害者自立支援事業の内容について、お聞きしたいなと思いますけども、佐川副町長の説明では、福祉サービス費としての入浴介助者の入浴介護分の不足というような説明があったように記憶しておりますけれども、法律が変わったのもあるのだと思うのですけれども、もう少し具体的に改正点と、この予算がどういうふうに絡むのかについてお聞きしたいし、その対象者等の部分につきましても、どのくらいの増があったのか、そういう点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹原誠二君） それでは3番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。この事業につきましても、障害福祉サービス費の内の療養介護給付費でございまして、本年度4月から北海道から市町村に移管されました療養介護、旭川療育園ですとか、小樽の大倉山学院等の重度心身障害者の施設入所者の介護費や医療費の分でございます。以上よろしく申し上げます。対象者は8名でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算、第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第54号、財産の無償貸付けについてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 先ほどはすみません。

無償貸与ということで、貸し出すわけですけれども、貸すことによる固定資産税はどういうふうになってるのかという点と。

それと、無償貸付ではなくて、無償譲渡した方が良かったのかなというふうに思うのですけれども。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） 先ほど10年前のお話をされておりましたが、10年前にこの場で議決いただいて、10年間、関さんに貸付していた物件でございます。今回、その期限が切れましたので、再度10年間無償でということで今回上程させていただいたところでございます。

ご質疑の内容ですが、固定資産税につきましては、町有施設でございますから、もちろん課税されることはございません。

無償譲渡の件ですが、この10年前の時に、多分、説明したのではないかと思われませんが、無償譲渡になりますと、いろいろ国税等の絡みがございます。発生するということでございますので、当時、関先生が27年間町立診療所を運営していただいた、そのいろんな労苦があったり、今までの診療所としての医師として町に貢献していただいたという意味から、無償貸付という形で10年間契約をさせていただいたということで議決いただいたものでございます。今回はそれを継承していくという考え方で、上程させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 他に質疑ございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） 貸付けの内容なのですが、あの施設が出来て相当年数経っているのですが、これから先また10年ということになると、その修繕だとか、そういう面が生じた場合、すべて向こう持ちなのか、大きな部分については町の方でという話になるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） ご指摘のとおり、この建築物、昭和51年の築でございます、36年経過してございます。従いまして、ブロック造りなのですが、45年という一応耐用年数というふうになっております。その中で、老朽化はしておりますが、10年前も契約の時に話しておりますが、修繕については使用者の方で、すべてどのような形であっても責任をもって直していただくという形にしてございます。この後の10年間についても同じような考え方をしております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第55号、中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第56号、土地改良事業の計画の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

6番、平沢豊勝君。

○6番（平沢豊勝君） 説明の7番目で、費用の概算のことなのですが、非常に新しくて年間の金額が高くなったのかなということ。農林水産省との管理受託ですから、すべて経費としては来るのかなと、こんな考えしてますけれども、その辺と、それから、高くなった理由が、原因が分れば教えていただければと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） ただ今のご質問にお答えいたします。まず、費用が高騰した内容でございますけれども、今回、移築された施設につきましては、機械設備、それから電気を使用する設備等の更新がされまして、規模が大きくなっております。その関係で、まず電気料が増えております。また、先日のご説明の中でも、ゲートの数が増えたのと、ゲートの規模が大きくなっておりますので、そのゲート自体の定期点検、維持管理費用、これが増額となっているというのが、まず一つの理由でございます。

それと、維持管理のこの費用に対しての国からの補助でございますが、この施設は、基幹水利事業で、その制度に則って維持管理をしてございますが、実際に係る費用、これの60%が国からの補助を受けて、残り40%が地元負担ということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、土地改良事業の計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第57号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第9項並びに第109条の2の規定、並びに新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございましたので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたします。

◎閉会中特別委員会継続審査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、閉会中特別委員会継続審査申し出についてを議題といたします。

本件につきましても、皆さんのお手元にお配りしてございますが、特別委員会より、地方自治法第110条第4項並びに新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございましたので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

したがいまして、平成24年第4回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時55分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員